

総務文教委員会記録

○開催日時

平成27年3月16日 午前10時～午後3時21分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 持原秀行
副委員長 帯田裕達
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 今塩屋裕一
委員 福元光一
委員 徳永武次

○その他の議員

議員 杉 蘭 道 朗
議員 小田原 勇次郎

議員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎
財政課長 今井功司
財産活用推進課長 平原一洋
税務課長 山口秀昭
収納課長 枇杷 繁
契約検査課長 堂元清憲
課長代理 西木場 重行
危機管理監 新屋義文
防災安全課長 角 島 栄
原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

会計課長 今吉美智子

選挙管理委員会事務局長 森 園 一 春

監査事務局長
公平委員会事務局長 火野坂 博 行

議会事務局長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

○事務局職員

事務局長 田 上 正 洋
課長代理 南 輝 雄

主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第16号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第17号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第54号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	会 計 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（持原秀行）おはようございます。ただいまから、13日に引き続き、総務文教委員会を開会いたします。

本日は、審査日程の財政課から審査を行います。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）まず、財政課の審査に入ります。

△議案第16号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第16号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）財政課でございます。改めまして、おはようございます。財政課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号の説明をいたしますので、議案つづり、その2の16の1ページをお開きください。

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものであります。

提案理由につきましては、2月25日の本市議会定例会の本会議におきまして、総務部長から説明させていただきましたので、本委員会での説明を省略させていただきます。

続きまして、16の2ページをごらんください。

本条例の改正の内容及びありますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う、農地法の一部改正に伴い、手数料を定めるほか、五つの関係上位法令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものであります。

内容につきましては、別冊となっております総務部議会資料で御説明させていただきますので、総務部議会資料の4ページをお開きください。

改正の概要であります。

1の本条例の一部改正の主旨といたしましては、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う農地法の一部改正を含め、関係5法令が改正されたこ

とにより、本市においても該当する手数料につきまして改正するものであります。

それでは、2の改正の内容の説明に入ります。

表内の1番は、農地中間管理事業の推進に関する法律における農地中間管理機構からの農地台帳記載事項に係る証明手数料等の免除の規定の追加により、本市条例の免除規定を追加するものであります。

2番は、上位法の名称変更に伴います本市条例の文言の整理であり、3番は、農地法及び同法施行規則の改正により、閲覧用農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付に係る手数料の徴収規定が追加されたことにより、本市条例に項目追加するものであります。

4番は、住宅の品質確保の促進に関する法律に規定されております「審査に係る適合証」の名称変更により、本市条例の文言を整理するものであり、5番は、建築基準法の一部改正により、建築確認申請に係る審査手数料のうち、構造計算適合性判定を要する建築物に対する加算措置に係る規定が削除されることにより、本市条例の規定を整理するもので、7番は、5番の改正により、長期優良住宅の普及に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき申請される、構造計算適合性判定を要する建築物に対する建築確認申請に係る加算徴収規定を削除するものであり、6番は、建築基準法の項目の整理に伴います、本市条例の規定を整理するものであります。

また、施行につきましては、それぞれの本市条例改正部分の欄に記載しております期日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）農業経営基盤強化促進法の改正に基づくことで、今回の一部条例の制定についてということなのですが、農業経営基盤強化促進法については、農地を集約化して、企業が参入しやすくするという内容なので、その関係がよくつかめないものですから、けさもちょっと電話で少しお聞きしたわけですが、これは、この農業経営基盤強化促進法だけでなく、住宅関係も入ってるわけですが、住宅関係もこの法律の

関係が出てくるんですか。その辺がちょっとよくわからないんですけど。

○財政課長（今井功司） 再度、議会資料のほうをごらんいただきたいと思います。議会資料の2の改正の内容のところに、関係法令という形で取りまとめさせていただきましたが、五つ関係法令の改正に伴いまして、先ほど委員御発言がございました、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農地法の改正につきましては、3番の農地法でございます。住宅関係は、あくまでも建築基準法の一部改正に伴う法律、それぞれ5番、6番、7番、それと4番につきましては、住宅の品質確保の促進に関する法律と、それぞれの法律の改正に伴いまして、今回規定の整備をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 関係法令については今わかったけれども、ちょっと財政課が手数料問題を取り扱うのは、今までずっと慣例としてそうだったのか。なぜ財政課なのかというのがちょっと理解できない部分があるので、所管が財政課になるというその根拠を示してください。

それから、閲覧について、農地法の改正、規則で450円ちゅうけれども、これは高くなったろうか、それとも安くなったのか、または、こういった閲覧の状況というのはたくさんあるものなのかどうか、その辺を。

○財政課長（今井功司） まず、提案課の取り扱いでございますが、薩摩川内市の手数料条例は一括して、この条例につきましては財政課の所管でございます。議会に上程する際につきましては、所管課が提案することになっておりますので、今回の条例は複数にまたがっておりますが、所管する財政課のほうで提案させていただいたところでございます。

なお、手数料の金額の問題、あと交付の実績の問題につきましては、所管しております農業委員会のほうから、同席をお願いしておりますので、説明をさせていただきます。

○農業委員会事務局長（矢野信之） ただいまの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、閲覧のことですが、本年4月から、全国農業会議所のほうがインターネットによりまして農地の情報を公開いたします。まだ期日は明確に

されておりませんが、今一生懸命、全国農業会議所が全国3,000余りの農業委員会から資料を集めて、公表用の地図を作成しております。

農業委員会のほうにおきましては、閲覧用農地台帳の閲覧ということと、それから要約書の交付という形で準備を進めておりますが、これはいずれも紙ベースで行う予定です。

金額につきまして、高いかどうかということですが、これは法務局の閲覧用等土地情報と同じ金額にしております。

実績は、これから始まりますので、4月以降、全国の農業委員会が行いますので、どのような実績があるかにつきましては今のところ不明であります。まずは、全国農業会議所による農地の情報等が流れてから、本市のほうもあわせて行う予定ですので、これにつきましては規則で定める仕方というふうにさせていただきました。

以上です。

○委員（井上勝博） 農業委員会がいらっしゃることをわからなかったもんですから。

ことし、今年度です。今年度じゃないや。ことしの初めに、甑島出身の方から電話がかかってきて、甑島にある農地について調査をするアンケートが来たと。でも、関係するから。関係するもんですから。要するに、そういうことについて、国として、農地についての活用法について調査されていらっしゃる。それとこの閲覧するということの関係というのはないんですかね。そこら辺ちょっとこう、関係があるとしたら、ちょっと私はいろいろ考えるところがあるわけですけども。

○農業委員会事務局長（矢野信之） ただいまの井上議員の質問につきましては、企画経済委員会のほうで資料を提出しており、内容に関連いたしますが、農地台帳の整備の問題だけ答えさせていただきますと思います。

農地台帳のほうが、今回の法律改正によりまして法定化されました。昨年までは任意の農地台帳、それぞれつくってもつくらなくてもよいという形だったんですが、本市におきましては、県との協議等を行いまして、合併前、平成12年から旧川内市の段階から整備していたものであります。その部分に対しまして、今後、閲覧という形が可能になったと。今までは非公開でしたが、これが閲覧という形になりましたので、全国統一的に手数料を取るという形になりました。あくまでも農地

法の改正によりまして、農地台帳が法定化された。法定化されたことによりまして、公開できる情報と公開できない情報に区分され、公開できる情報につきましては、特定の社のために見せるという形になりますので、手数料を取るという形になったものであります。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）財政課から手数料条例について出された条例改正案であります、その中に、農地法施行規則の手数料条例が出されていると。今農業委員会のほうからもありましたように、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴うものであるというふうに理解いたしました。

そうすると、この改正法というのは、農地を企業に集中させ、農地を集中させ、企業が参入しやすい方向に進めよというものであり、今まで公開されてなかったものを公開するというふうにして、企業の参入しやすい条件づくりをしているというふうに理解いたしました。そういう点で、今度の改正については反対です。

以上です。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第17号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）次に、議案第17号薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、続きまして、議案つづり、その2の17-1ページをごらんいただきたいと思います。

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、2月25日の本市議会定例会の本会議において説明させていただきましたので、本委員会での説明を省略させていただきます。

続きまして、17-2ページをお開きください。

本条例の改正の内容であります、第2条に規定しております、汚泥再生処理センター施設整備事業において、今年度内に周辺道路整備が完了し、全事業が終了となることから、同施設整備基金を、また、入来温泉センター施設整備が今年度内に完成することから、同施設建設基金を、それぞれ基金の目的を達成することから、廃止するため、項目を削除するものであります。

また、施行日につきましては、今年度内の廃止とすることから、平成27年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第54号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第54号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）議案第54号について御説明いたします。

財政課関係の補正予算について御説明いたしますので、第8回補正予算書を御準備ください。第8回補正予算書の8ページをごらんください。

15款2項国庫補助金1目総務費補助金18節地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起・生活支援）は、国の補正予算による補助採択見込みを受けたことにより、本市地域の消費喚起及び緊急経済対策として実施する、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起）事業の財源として、国庫補助金を計上するものであります。

9ページをごらんください。19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回計上しております消費喚起事業及び地方創生先行事業に伴います財源対策のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、今回補正後の同基金の本年度末残高は、126億6,103万6,000円となる見込みでございます。

以上で財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）おはようございます。

財政課の所管する事務につきましては、財政計画の策定あるいは予算の編成及びその執行、統制、決算、財政事情の公表のほか、バランスシートなどの財務書類の調整などを行っております。

国、県の行財政運営の動きにも注視しながら、安定的かつ持続的な財政運営の実現を図るために、これまで以上に徹底した経費の削減や制度の見直しを行いまして、必要な施策分野の財源確保に努めることを基本姿勢とし、人口減少や少子・高齢化への対応、地域活力を支える人材の確保、育成、コミュニティ、集落活動の活性化、雇用の確保と経済の活性化、社会資本ストックの老朽化などへの対応など、多くの課題を踏まえまして、地域成長戦略の展開による雇用創出、あるいは次世代エネルギー施策の推進などの幾つかの分野の重点化など、あるいは財政運営プログラムとの整合を図りながら、第2次総合計画の六つの施策の基本方針に沿った計画的な展開を図るべく、予算編成をしているところです。

先ほどの議案提案にもありましたとおり、手数料の関係とか基金の関係も管理をしております。単独の課が議案提案する場合は所管の委員会ですけれども、複数の課が提案するような場合は、財政課が一括して提案することにしております。

以上、財政課についての説明ですが、詳しくは

課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） それでは、当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司） それでは、平成27年度の財政課所管予算について御説明いたしますので、予算調書を御準備ください。予算調書の81ページでございます。

81ページ、歳出から説明させていただきます。

2款1項3目財政管理費593万9,000円は、財務事務に関する経費であり、経費の主なものは、予算書・決算書の印刷製本費、統合内部システム保守業務委託などとなっております。

次に、2款1項5目財産一般管理費2億5,710万4,000円は、財政調整基金、減債基金の積み立てに係る経費で、経費の主な内容は、財政調整基金積立金等であります。

なお、各基金の平成27年度末残高見込みは、当初予算概要の14ページにお示ししておりますので、後ほど御参照ください。

では、1枚めくっていただきまして82ページでございます。

上段の12款1項1目長期債償還元金67億9,057万6,000円、及び下段の同2目長期債償還利子5億5,039万1,000円は、公債費であり、これまで借り入れいたしました市債の償還金でございます。

なお、元金が5億2,770万円の増、利子が2,259万2,000円の減となっております。元金が5億を超える増額となっておりますのは、地域活性化基金創設に伴います38億円の借入金の元金償還が開始となったことにより、約3億8,000万円の増、及び川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計の廃止に伴い、残償還金を一般会計に編入したことにより、約2億8,000万円の増となったことによるものでございます。

83ページ、上段の12款1項2目一時借入金20万円は、歳入歳出の予算執行に際し、現金が不足した場合に、規定に基づく資金を一時的に借り入れた場合の利払い金であります。

なお、条文第5条において、一時借入金について、50億円の限度額を設定しておりますが、金利の状況を見ながら、基金の繰りかえ運用で対処していくことも想定しております。

また、下段の14款1項1目予備費は、災害復

旧など不測の緊急の事態時に備えた経費として5,000万円を措置するものであります。

以上が、財政課の歳出でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、同調書3ページでございます。3ページをござらんください。

2款1項1目地方揮発油譲与税から8款1項1目自動車取得税交付金までは、平成26年度の交付実績見込み及び地方財政対策等の状況などを踏まえ、それぞれごらんの額を計上しております。

特に、6款1項1目の地方消費税交付金は、平成27年度は、平成26年4月1日の消費税率引き上げの影響分が1年を通して収入されることから、対前年度に比べ2億円増額計上しております。

次に、10款1項1目地方特例交付金では、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補填のため交付される交付金であり、地方財政計画を踏まえ措置しているところでございます。

11款1項1目地方交付税は、前年度より3億円少ない163億円を措置しております。このうち、普通交付税につきましては、平成27年度は、市町村合併特例措置期間が終了し、段階的に縮減される5年間の初年度であり、平成26年度の交付実績及び地方財政対策等の状況などを踏まえ、財政運営上、安全と判断した範囲で計上したところでございます。

また、特別交付税につきましては、前年度と同額の17億円を計上したところであります。

17款1項2目財産運用収入の利子及び配当金は、財政調整基金及び減債基金の預金運用利子収入であり、平成26年度末残高見込みに応じ、0.05%で利子を見込んでいるところでございます。

19款1項基金繰入金は、財源対策として財政調整基金及び減債基金を繰り入れたものでございます。

20款1項1目繰越金は、前年度からの純繰越金であり、これまでの発生状況を考慮し、前年度より2億円増の10億円を計上しております。

めくっていただき、4ページをござらんください。

次に、22款市債は、5ページにかけまして、それぞれ関連する事業等の財源として計上するものであります。

なお、5ページの1項13目臨時財政対策債は、

地方交付税の財源不足のうち地方負担分について、地方財政法第5条の特例として起こす起債で、地方財政対策を踏まえ、前年度より2億円少ない17億円を計上しております。

次に、地方債について御説明いたします。申しわけございません、予算書・予算に関する説明書を御準備いただきたいと思います。予算書のほうを御準備いただきたいと思います。10ページでございます。

第4表地方債は、レクリエーション施設整備事業など12事業に係る起債の限度額、起債の方法及び利率並びに償還の方法について、それぞれごらんのとおり定めようとするものでございます。

また、予算書の1ページでございます。

当初予算では、第5条、第6条において、一時借入金及び歳出予算の流用について、所要の規定の整備を行うことにいたしております。

以上で平成27年度一般会計予算のうち、財政課所管予算に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博） 財政調整基金についてお尋ねしたいんですけども、今回の積み立てによって、それから繰入金を差し引いて、全体としては平成27年度末の見込みは109億ということで、かなりの基金の積み立てがあるわけですが、この財政調整基金をこれほどまで積み立てておかねばいけないものなのかどうかいうことをお尋ねしたいんですが、今回のこの繰入金については、2億1,000万ですか、2億1,000万じゃない。21億ですか。21億、この使い道はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○財政課長（今井功司） まず、財政調整基金の使い道でございますが、財政調整基金につきましては、予算全体の財源不足を補填するために使用するということになっておりますので、特定の事業ではなく、全体の歳出予算の財源の補填ということでございます。

それともう1点、財政調整基金が平成27年度が109億の残高見込みになっておりますが、これにつきましては、財政運営プログラムにも財政調整基金、減債基金の残高の目標数値を示しております。

したがって、その目標に達成するよう積み立てのほうを実行するように財政運営を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） その目標値というのはどのぐらいなんですか。

○財政課長（今井功司） 財政調整基金と減債基金を合わせた額でお示ししておりますので、平成27年度末では127億円を両基金の目標と掲げるところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） この目標をもって積み立てるということで、この21億という繰入金、これは一般会計に繰り入れているんだと思うんですが、主な使い道というのはどういうふうになってるんですか。

○財政課長（今井功司） 主な、先ほども御説明させていただきましたが、全体の財源として使いますので、特定の事業としてなかなか限定はできないところではございますが、この財政調整基金が増額となった場合には、当然歳出予算も増になっておりますので、それらが要因で基金の繰り入れという形でしておりますので、申しわけございません、特定の事業という、特定目的基金ではございませんので、特定の事業ということではちょっと指定はできないところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） わかりました。要するに、もう一つの金庫みたいなのがあると。で、足りない分、予算でつくった時に足りない分をここから持ち出してくるんだというもので、特定のものに使うものではないんだと、全体として不足した場合はこういうことをするんだということですね。

しかし、127億持っておかなければならないという何か根拠はあるんですかね。

○財政課長（今井功司） 財政運営プログラムの目標が127億とって話させていただきましたが、財政運営プログラムについては、今後の歳入の見込み、歳出の見込みを立て、その歳入歳出の見込みを立てた結果、平成27年度については、127億保有しないと、後年度の財政運営が図れないという推計のもとに割り出した数値でございます。

したがって、127億は確保したいという考えでございます。

○委員（井上勝博）わかりました。財政運営プログラムの中でそういう目標があるから、127億については確保しておきたいということだということですね。

そうすると、財政運営プログラムが基本になってるということになるわけですが、今回の地方交付税の見直しのことは本会議でも質問してるわけですが、かなりプログラム自身を変更しなきゃいけないような内容になってるというふうに私は理解してるんですが。いわば5年間で100億円来なくなるというか、今までと比べて、過去5年間と比べれば、合併後11年目からは5年間100億円ぐらいがもうなくなるというふうに今までは説明をされていらっやいました。

しかし、新聞報道では7割維持ということになれば、大体の概算でいうと、70億は確保されて、30億が今までとすると少なくなるんだという理解でよろしいんでしょうか。

○財政課長（今井功司）先ほど委員の御発言でありました7割という数字は、日本全体でのマクロ的な目標数値でございまして。普通交付税につきましては、市域の面積、道路の延長、人口の状況、個別のケースによりまして算定されますので、見直しされる内容によっては、その影響度が大幅変動する要因がございまして、今後、動静を見きわめて、その影響につきましては的確に把握していかなければ、相当な差異が出ますと、財政運営的にも影響が大きいこともございまして、今は見定めているところでございます。

したがいまして、普通交付税につきましては、それぞれの個別の市町村の数値をもって措置されるものでございまして、マクロ的な数字では、今の現時点ではその試算は避けて、制度的な見直しが見えた段階で個別に計算をしていきたいと、試算していきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○総務部長（今吉俊郎）5年間の累計の話もなさいましたけれども、実際予算編成の話をさせていただきますと、去年からことしにかけて、かなり予算を削減するために査定は難儀をしました。また、来年、再来年、その次と年々進んでいくためには、ことしよりも来年はもっと厳しい予算規模にしていかなければならないということで、トータルで100億じゃなくて、その何十億かは余裕が出てくらすとおっしゃっても、そこは大き

く切らなければならなかったはずのものを切らずに済むというような意味で、毎年毎年さらに何かを予算規模を少なくしていかなければならないという事情を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）そのために準備として、財政プログラムではこういう基金の積み立ての目標額などを持ってきたんだというふうに思うんですね。ですから、何も今、準備を慌ててやってるわけじゃなくて、この10年間ずっとその準備を進めてきて、職員の削減とか、公有財産の処分とか、そういったものを進めてきているわけですので、先ほどおっしゃったように、大幅に削らなきゃいけないところを少し緩めてもいいというような情勢にはなってきたんだというふうに思うんですね。

それで、こういった7割維持ということについてはマクロ的なものであるということなんですが、しかし、おおよそ、例えば少なく見積もってもこうだと、多く見積もればこうだというようなものというのは頭の中にあるんじゃないでしょうか。全く影響を受けないということはないと思うんですけれども、そういったものはないんですか。幅というか、幅みたいなものは。

○財政課長（今井功司）済みません、先ほど発言させていただきましたが、その影響が大きいからゆえ、頭の中というか、試算中の試算というものも立てられない状況でございまして。この事情については御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司）今回特段ございません。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の

質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で財政課を終わります。御苦労さまでした。

△財産活用課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）財産活用推進課です。

市役所の本庁舎を初め、支所庁舎の維持管理や公用車の統括、物品の管理、薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務及び普通財産の貸し付け、売却、維持管理事務、そして指定管理者制度などの全体調整をとり行っている課でございます。

平成27年度の主な事業としましては、特に二つ申し上げますけれども、公共施設再配置計画策定事業を予定しております。これは、公有財産の適正な管理に取り組んでいるところ、今回、公共施設白書をつくっておりますが、それをもとに、厳しい財政状況や人口減少等を踏まえ、中長期的な視点から、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現するために、再配置計画を策定予定しております。

なお、財産活用推進課では、公共施設白書、この再配置計画を策定して、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を進めますとともに、公共施設を総合的に企画、管理、活用する公共施設マネジメントによります公共施設の予防保全、あるいは経費の縮減に取り組みます。

もう1点は庁舎耐震改修ですが、本年度、下甕支所の耐震改修を実施する予定です。

詳細につきましては課長から説明させます。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋）皆さん、お疲れさまでございます。財産活用推進課でございます。

財産活用推進課に係ります平成27年度当初予算の歳入歳出について御説明させていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。

予算調書の84ページをお開きください。

2款1項1目市民まちづくり公社費で、これは公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の運営に係る経費でございまして、事業費は2億4,174万5,000円でございます。

その内容は、公社職員の人件費及び事務局の管理費でございます。公社では139の施設を指定管理者制度等により管理を今いたしているところでございます。

次に、その下、2款1項5目財産一般管理費でございます。これは、各課共通の印刷物、普通財産の維持管理、公共施設マネジメントに係る経費及び市有施設保全基金の積立金等に係る経費でございまして、事業費は1億2,937万7,000円でございます。

主な内容は、行政事務嘱託員1名及び建築士業務嘱託員1名の人件費、各課共通印刷物の製本費132万円、建物火災保険料1,280万円、公共施設再配置計画策定業務等委託2,386万円、指定避難所トイレ改修等工事620万円、旧水道局倉庫等取得費5,150万円、県都市管財事務協議会負担金3,000円、水道局移転に伴う改修工事等負担金1,491万6,000円、市有施設保全基金積立金45万1,000円でございます。

次に、あけていただきまして、2款1項5目車両管理費で、これは公用車の管理に係る経費でございまして、事業費は5,817万6,000円でございます。

主な内容は、車両管理業務嘱託員1名の人件費、マイクロバス等運転業務嘱託員2名の人件費、集中管理車両等の燃料費1,900万円及び修繕料1,050万円、自賠責保険料等651万2,000円、電気自動車等借り上げ料908万6,000円、車両購入費750万でございます。

次に、その下、2款1項11目庁舎管理費で、これは庁舎管理、維持補修及び庁舎耐震改修に係る経費でございまして、事業費は2億4,025万8,000円でございます。

主な内容は、機械室補助業務嘱託員1名の人件

費、光熱水費4,663万8,000円、通信運搬費1,213万2,000円、庁舎清掃業務等委託1億2,354万1,000円、電話交換機等使用料及び賃借料1,125万6,000円、下甌支所庁舎耐震改修工事等3,052万7,000円、市防火管理協会負担金等19万円でございます。

次に、飛んでいただきまして86ページをあらんくください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費で、風水害等により公共施設に被害が生じたときの応急措置に係る経費でございまして、事業費は500万円でございます。

主な内容は、修繕料220万円、災害復旧工事費170万円でございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。

予算調書は6ページをお開きください。

14款1項1目総務使用料260万円でございますが、これは行政財産使用料で、主な内容は、土地改良区等の庁舎の使用料でございます。

次に、14款2項1目総務手数料でございますが、これは保管場所使用承諾証明に係る諸証明手数料でございます。

次に、15款2項1目総務費補助金763万3,000円でございますが、これは、下甌支所庁舎耐震改修に係る住宅・建築物安全ストック形成補助金でございます。

次に、17款1項1目財産貸付収入1億1,124万7,000円でございますが、これは土地・建物に係る貸付収入でございまして、貸し家料が412万6,000円でございます。これは事務所などを民間事業者等に貸し付けているものでございます。貸し地料が1億706万2,000円でございますが、ポリテクカレッジ、鹿児島障害者職業能力開発校、ゴルフ場などの貸し付けでございます。また、平成27年度から実施いたします自動販売機の入札制度の実施に伴う貸付収入として、貸し家料が5万2,000円、貸し地料7,000円を措置いたしております。

次に、17款1項2目利子及び配当金でございます。91万3,000円でございますが、これは株式配当収入及び基金利子収入でございます。

次に、17款2項1目土地・建物売払収入で5,008万8,000円でございますが、これは旧消防庁舎を水道局に有償により所管がえをいたすものでございます。

次に、17款2項2目物品売払収入10万円でございますが、これは廃車した公用車の売払収入でございます。

次に、19款1項60目市有施設保全基金繰入金2億円でございますが、これは川内クリーンセンター焼却施設維持補修工事等ほか3件の施設改修工事に伴う繰入金でございます。

次に、21款5項4目雑入2,018万1,000円でございますが、これは市有施設に係る原子力立地給付金及び電気料実費収入が主なものとなっております。

次に、債務負担行為について御説明させていただきます。予算書の8ページの3表をあらんくください。

8ページの3表の2段目でございますが、公用車のプラグインハイブリッドの公用車を2台公用車としてリース方式により導入するもので、平成28年から平成32年までの5年間、510万円を措置するものでございます。

次に、ここで、予算審議と関連がございまして、総務文教委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

総務文教委員会資料の1ページをあらんくください。

まず、平成27年度当初予算における旧消防庁舎への水道局の移転に伴います予算措置について御説明させていただきます。

消防局跡地の利活用につきましては、民間売却も含めて検討いたしました。建物の用途、種類からも汎用性に乏しく、民間による活用が余り期待できないこと、また、土地につきましても、水路の介在する分断している土地でございまして、土地・建物と一体としての現状誘致での市場性が極めて弱いことから、市有施設として活用できないか検討したところでございますが、今回、水道局は平成28年4月に事業統合を控えております。それを機にお客様サービスセンターを川内地域に置くことで、さらなる利用者へのサービス向上を図ることを模索してとらざるでございまして、消防局跡地を利活用することは、その位置からもサービス向上、業務効率の向上が図られることから、今回消防局跡地へ水道局を移転するとしてとらざるでございまして。

土地・建物の不動産鑑定の評価額は9,790万円でございますが、水道局には水道事業会計の支

弁職員22名と一般会計の支弁職員21名がおりまして、その人数割合によって、水道事業会計に5,008万8,000円で有償による所管がえをすることとして、歳入予算に予算措置をいたしております。

また、移転に伴いまして、施設改修等に3,054万2,000円がかかる予定でございますが、これにつきましては、改修につきましては水道事業会計で行うため、同じく人数割で1,491万6,000円を負担金として水道局、水道事業会計へ支払うこととしたところでございます。

また、訓練棟の撤去などに係る経費300万円につきましては、財産活用推進課のほうで行うこととしたところでございます。

移転のスケジュールに当たりましては、4月に所管がえを行いまして、10月をめどに改修工事を行う予定でございます。それで12月に移転する予定となっているところでございます。

次ページに対象物件の概要がございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、3ページをごらんください。

公共施設マネジメントの取り組みでございます。公共施設マネジメントを進めるに当たりまして、資料でありますように4段階のフェーズで進めたいと考えております。

まず、第1段階といたしましては、本市が所有する施設の適正配置や管理運営による財政負担の縮減などを行うための基礎的なデータとして活用する目的で、現在、公共施設白書を作成しているところでございます。

次に、第2段階として、総務省から策定要請がありました公共施設等総合管理計画を策定いたす予定でございます。これは公共施設白書の対象であります、いわゆる「ハコモノ」に橋梁等の「インフラ」を加えて、その現状把握と維持管理経費、将来推計、中長期的な統廃合、管理のあり方などの方針を策定するものでございます。

次に、第3段階として、公共施設白書及び総合管理計画をもとに、今後の公共施設のあり方について、バランスのとれた施設の配置、それから施設の複合化、統廃合、民間活力の活用、計画的な施設整備などの視点に基づきまして、公共施設再配置計画の基本方針を定めます公共施設再配置計画を策定する予定でございます。

なお、第2段階の公共施設等総合管理計画と公共施設再配置計画の策定は並行して行う予定としております。

さらに、第4段階といたしまして、ファシリティマネジメントの推進でございます。今後の施設の改修のあり方につきましては、不良箇所が発生してから対応する事後保全から、事前に補修等を行う予防保全の観点から、施設全体の修繕計画を立てて、計画的に補修していくとともに、公共施設の修繕費用等の平準化を図るファシリティマネジメントに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、平成27年度の当初予算において、公共施設再配置計画策定業務委託を予算措置をお願いしていただいております。

次に、4ページをごらん、お開きください。

固定資産台帳と公共施設マネジメントでございます。昨年4月に総務省のほうから、今後の地方公会計の整備推進についてと公共施設等総合管理計画の策定要請の2件の通達がございます、今後の地方公会計の整備並びに公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、公共施設などのハコモノ及び道路、橋梁を含むインフラなどのストック情報を整理した固定資産台帳の整備が必要であるとの要請がございました。

図の中央の点線の囲みの部分が今回整備する固定資産台帳でございます、地方公会計の財務諸表の作成に必要なストック情報に、利用者、修繕履歴、ライフサイクルコストなどのフロー情報を加えることによりまして、公共施設白書の基礎データを整備するとともに、公共施設のマネジメント等に活用する予定でございます。

今後の地方公会計の整備及び公共施設マネジメントの推進には、固定資産台帳の整備につきましては欠かせないとの認識から、平成27年度から固定資産台帳の整備に取り組むことといたしております。

なお、固定資産台帳の整備につきましては、平成27年度以降、予算措置をお願いしております。

以上で、財産活用推進課に係ります歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑を願います。

○委員（佃 昌樹）水道局の移転についてですが、今説明ありましたけれども、東郷の支所に水道局が移転した場合も、こういった公営企業という形で東郷の支所に移ったときに、お金は幾らかこういうふう負担をして、公営企業だから負担をさせてということは行われていたんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）水道局が東郷支所に移転したのが、平成17年から平成18年だったと思いますが、水道局には水道事業会計支弁職員と簡易水道、それから公共下水道、いろいろな職員がおりまして、大体半分半分の職員がおります。

水道事業会計につきましては、あくまでも水道事業会計のほうで負担すべきところがございまして、今も年間130万程度の使用料を水道事業会計からいただいているところでございます。家賃をいただいているということです。

○委員（佃 昌樹）今家賃をいただいているというところですか。まとまって、有償ということで、家賃いただいているちゅうことは賃貸ということになるんだけど、有償ということで、土地・建物について、公営企業会計が負担をするということにはなっていないんですか。今回はなってるよね。東郷の場合はどうだったんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）済みません、ちょっと説明が足りなかったようでございまして、公営企業会計支弁職員に相当する部分につきましては、水道事業会計のほうから家賃の使用料としていただいております。一般会計のほうにいただいております。

○委員長（持原秀行）東郷のときにはきちっとこういう一括でやられたのかということやら、そこを含めて説明してください。

○財産活用推進課長（平原一洋）済みません。説明が足りなくて済みませんでした。

購入ではなくて、今、東郷支所に移転したことにつきましては、建物の使用料という形で、家賃という形で年間130万程度いただいているところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（佃 昌樹）会計の手法が変わってきているということで、今回売り払いをすることになってるんだらうと思いますが、それが目下の理由になってるんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）今回、水道局

が消防局跡地のほうに移転するというところで事務を進めているところでございます、水道局が移るに当たって、消防局跡地につきましては、先ほどあったように9,700万程度の評価額をいただいているところでございます。9,700万のうち、水道局にも水道事業会計の支弁職員と、それから簡易水道だのその他の支弁職員がおりますので、水道事業会計の支弁職員に相当する部分につきまして、売払収入ということで一般会計のほうに繰り入れるという形の手法をとらせていただいているところでございます。

○委員（佃 昌樹）ももとの財源は、一般会計に入ってくる水道局の財源は、公営企業で利益を得た分の財源が入ってくると、こういう理解をしいんですかね。

○財産活用推進課長（平原一洋）そのとおりでございます。水道事業会計で得た利益の中から、そういう庁舎の維持管理、また庁舎の移転に伴う経費等は負担していただくと。その他の簡易水道とか下水道等につきましては、これは一般会計支弁職員でございますので、それについては省かせていただきまして、あくまでも水道事業、企業会計の職員に係る分について負担をしていただくという基本的な考えでございます。

○委員（井上勝博）関連いたしますけれども、市民から見たら、水道料金に反映されるかどうかというところは気になるころだと思うんですね。今まで東郷であそこに水道局があったということで、この10年間か数年間、進めてきたと。これは水道局側の利便性と、水道局から見たら利便性がある、今度あいた消防庁舎のほうに、旧消防庁舎のほうに移転したり、そして、そこで家賃を払ったりとかということになるわけですが、水道局が負担がふえるということになったら、今度はそれが水道料金にはね返るということになるのではないだろうかというふうな気がするわけですが、そこはどうなってるんですかね。

○委員長（持原秀行）水道料金のことは水道のほうでありますから、それに関しないところの中で回答してください。

○財産活用推進課長（平原一洋）今回水道局が移る部分につきましては、先ほどおっしゃったように水道局のほうも移転に伴って負担をしていたということ等もございまして、基本的にはそこにつきましては水道局のほうで説明をさ

せていただきたいと思います。そのほかの水道局の中にも簡易水道とかそういう職員もおりますので、そこにつきましては案分した負担割合というふうにさせていただいたところでございます。

○総務部長（今吉俊郎） 済みません、ちょっとわかりやすく言いたいと思って手を挙げました。

これまでは東郷支所の一角を水道局は、いわゆるフロアの面積に応じて負担してもらって使ってもらってたわけで、それはいわゆる水道料金から出されていた分だと思います。

今回は消防局跡地があきましたので、建物も一緒にあきましたので、ここを建物ごと1億近くかかる。本当は全部売り渡したいところ、民間を含めて、売り渡したかったんですけども、協議の段階でなるほどなというのが企業会計、本当に水道料金などから回すことになるでしょう。あるいはこれまでの蓄えの中に出せる範囲というのを協議するときに、理論的に先ほど言いました職員の案分という方法を用いて、ほぼ半額ということで協議が整ったとこで、財産としては水道局の財産になる予定です。

○委員（井上勝博） 水道局の財産になるということになると、今までいわば間借りをしていたところから、新たに自分たちの水道局の庁舎ができるということになって、そうすると、今までの維持費という点でいうと、ふえることになるんじゃないですか。水道局の維持費がふえることにならないですか。どのくらいふえるということになるんですかね。

○財産活用推進課長（平原一洋） それにつきましては、水道局のほうで試算を多分されると思いますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○財産活用推進課長（平原一洋） 特にございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹） 消防庁舎の、旧庁舎の査定が9,790万かな、土地・建物含め、建物といたって、値段はしないんだろけれども、ほとんど土地だと思うけど。同じように普通財産として持ってる駅東の8,000平米の土地の評価について、幾らぐらいなのかということが一つ。

もう一つは、ほとんどの財産を管理をしているところですから、有効活用されてるとか、または賃貸をしているとか、そういったところはいいにしても、どうしたってこう、財産としては持つてゐるんだけど、これはもう抱えている不要な財産、開発公社ではないけれども、そういったものがどの程度あるのか。不要な財産がどの程度あるのか。2点ちょっとお聞かせください。

○財産活用推進課長（平原一洋） 駅東の利活用につきましては、企画政策課のほうにお願いをしてございますので、ここでの答弁は、申しわけございませんが、控えさせていただきたいと思います。

〔「面積は分からないの」と呼ぶ者あり〕

○財産活用推進課長（平原一洋） 面積は大体8,000平米ほどございます。

あと、不要な財産等があるかということでございますけども、基本的に財産は行政財産と普通財産に分かれるところでございまして、行政財産というのは、行政目的を遂行するために必要な財産ということで分類された部分でございます。その他の財産の中に普通財産ということがございまして、これにつきましては、あくまでももう行政財産以外の財産については普通財産となります。

よくあるのが、行政財産としての用途を廃止して、普通財産になってくる部分等もございましたりしまして、なかなか利活用というのは普通財産は難しい部分はございます。特に建築物等につきましても、もう利用価値のない部分が財産のほうに来たり、土地につきましても、余りそういう利用価値の大きいというのはないのがございまして、財産活用としましても、有効活用につきましては苦慮いたしておりますが、なかなかその所在する環境等につきまして、なかなか利活用が図れないというのは現状でございます。

済みません、トータルにつきまして、今ちょっと申しわけございませんが、資料を持ち合わせておりませんので、御勘弁いただきたいと思えます。

○委員（佃 昌樹）もう要望でしかないんだけど、今後、どんどんどんどん行政財産から普通財産に切りかえていく、それはどんどんふえてくるわけ、もう行政として縮小してきますから。となったときに、やっぱり有効的にそれを財産として、または売却するなり貸借するなり、いろんな方法はあると思うんだけど、やっぱり今から考えとかにやあ、一気にには間に合わんと思うんですね。だから、その辺のところをやっぱり考えて、対応ができる体制づくりをやったりとかにやいかんのじゃないかな。そういうことで、多少なりとも財源も確保していくといったようなことで進めてもらいたいなという願望みたいなものがあるんですね。そういったことで要望として受けとめてください。

○委員長（持原秀行）財活においてもきちっと整理してやるということは大事ですので、要らないものは要らないということで、民間と同様なやっぱ処分の方法ちゅうのも大事じゃないかなと思いますので、要望として受けとめてください。

○委員（徳永武次）1点だけ教えてください。公共施設のマネジメントの取り組みで、現状把握の中で公共施設白書をつくる、作成するのに広く市民からの情報を得たいということですよね。将来の20年から30年という世代をターゲットにされると思うんですけど、大体何か目星があるんですか、そのグループとかそういうのが。

○財産活用推進課長（平原一洋）今後、公共施設マネジメントを進めていくというのは、財活課としても大きな命題として取り組んでいるところでございまして、今白書をつくりました。次には、この白書をもとに施設の再配置計画とかというのにつなげていきながら、最終的に公共施設マネジメントを有効に回していきたいというふうに考えているところでございました。

今回は白書をつくりましたが、次の再配置計画等につきましては、やはり市民の声も大きく聞きたいということもございまして、市民アンケートとか、あとはパブリックコメントとか、そういうので市民の声を聞きながらも、また、庁内においては庁内でまたそういうプロジェクトチームと

かをつくりながら進めていきたいというふう考えているところでございます。

○委員（徳永武次）当然先のことですよね。そうしますと、今の世代でいうと30代ぐらいの世代が、ある程度その市民の声を聞くには必要性があると思うんですけど、そういう世代と何かそういう、例えばその年代の方々と話し合うとかそういうのはやっぱ考えていらっしゃるんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）まだ構想段階ではございますけれども、例えば出前講座等で、例えば学校とか、そういうほうに行って、現状を説明しながら、声が、若者の声等が聞こえれば、それは一つのまた方策として反映していける可能性あるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（井上勝博）公有財産の利活用方針の中で、本会議で私取り上げた温泉施設の問題で、コミュニティに受けてもらおうと思ったけれども、できなかった分を民間にというような話もあるわけですけども、例えば上之湯公衆浴場については、これは保健センターと一体になっている施設になってるわけですけども。それを譲与するというのは一体どういうことなのかということで質問したことがあるんですが、どうするのかというのはわからないというような状況だったと思うんですよ。これは何か建物の中にある施設を渡すという、その方法というのはどういう方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

○財産活用推進課長（平原一洋）そこにつきましては水道局が所管している施設でございますので、基本的には水道局のほうで答弁をお願いしたいところではございますけれども。おっしゃるとおり、上之湯につきましては保健センターと一体でございまして、ほかの3施設とはまた若干状況が違うところはございますので、そこにつきましては、財産の貸し付けができないかというところで、今水道局のほうも検討しているということを聞いているところでございます。

○委員（井上勝博）水道局に聞けば、これは財産利活用方針に基づいてやってるものであって、私たちが決めたものではないということで、とにかく方針に沿ってやらなきゃいけないんですということなんですよ。

だから、出発点は財産利活用方針の中でそういうふう譲与というふうにしちゃったところにい

ろい問題が起こってきているわけなんですよ。だから、そういったものも含めて、ちょっと利活用方針も、私、財政運営プログラムに基づいてやろうとしているわけなんです。当然、今回の交付税の見直しによって運営プログラムも見直すということをおっしゃっているわけですので、利活用方針についても見直すということが必要なんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

○財産活用推進課長（平原一洋） 確かに利活用方針につきましては財産活用のほうで所管させていただきます。全体的なところからいいますと、例えば交付税のこと等はありますけれども、今後、今1,230の施設を所管しているということ自体は、今後の財政運営上に対しては物すごく大きな負担はかかるというのは試算も出ているところでございます。

また、今後、どんどんどんどん老朽化は進んでいくということになります。老朽化が進むということは、それだけ維持管理経費はかさんでくるということ等がございますので、今後、165の施設につきましては財産処分ということでさせていただきました。今後、この再配置計画を今後策定していきますが、それは165を除いた、1,230のうち165を除いた部分について利活用を図っていく。そのためには、当然施設の老朽化等も勘案しながらいくと、やはりどうしても施設をそのまま維持管理していくのではなくて、その中で施設の集約または多機能化、そういうのを図っていく必要は出てくるかなというふうに考えているところでございます。さっき言ったように、どうしても今後もこの施設の利活用というのは縮小の方向で検討していかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 私は何が何でもだめなんだということを言ってるのではなくて、やっぱり住民との関係でいって、利活用方針の中で何も住民からは声出なくて、スムーズに処分できる、閉鎖したり、譲与できたりしている部分もあるわけですよ。だから、そういったのは市民の理解も得られているんだというふうに思うんですよ。

しかし、一方では、この温泉施設みたいに、もう本当にこのコミュニティ会長を初めとして、コミュニティの中で大変な今負担になってる、重荷になってる問題ということについては、やはりこ

れは方針をもう立てちゃったんだから、もう仕方ありませんではなくて、やっぱしそういう住民の声に応じていくということをしないと。もう一旦決めたものは何が何でもやり抜くんだということだけでは、行政ちゅうのはやっぱり温かみがないと思われるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

○総務部長（今吉俊郎） 財政運営プログラムもですし、この財産利活用基本方針、財産仕分けもそうだと思います。総論賛成、各論は反対。

私ども、本当に市民の方々の今使われている状況も確認をしながら計画策定していったつもりですけれども、やはりその判断としましては、この方々が使ってらっしゃるかとか、本当全市民が使うものであれば当然残すべきだと思うんですけれども。特定の地域の特定の方々がとなれば、どうにかならないだろうかと。もう本当まずもってなくすということは考えません。どうにかならないだろうかとということを考えたところです。

広く市内見渡すときに、温泉施設はほとんどないんです。温泉あるいは銭湯。それが特定のところにだけあるのはなぜだろうとかというのもありまして、行政がそういった公衆浴場をすべきなのだろうかとといったような意見も一部からも出たりする中で、やはりこれまで経費がどんだけかかって、どれだけの方々が利用されて、当然喜んでいらっしゃるんですけれども。やはりそれに税金とか交付税とかそれに使うのを全市民が賛成するだろうかとといったような観点まで思いながら、お気の毒ですけれども、売却あるいは地元へ委ねてといったような、そういう方針を決めさせていただきましたので、各論反対もわかるんですけれども。私どもとしては何とかその方々に御理解を求めていって、実現したいというふうに考えているところです。

○委員（井上勝博） 総論賛成、各論反対ということじゃなくて、総論の時に十分な議論がされてなかったんだと思うんですよ。さっき言ったように、もう百数十の施設を一括してこれ処分しますよというふうに出たわけですから、その時に意味がわからないわけですよ、市民は。どういうことなのかと、これは。今までやったことがないわけなんだから、そんなことは。だから、とにかく見守るという形になったんだと思うんですよ。

私は、これは処分というふうに簡単に言うけれ

ども、個々の施設についてよく検討しなければ、いろんな問題起こりますよということは言ったわけですね。今、ほかのよそのまちを見ると、一つ一つの施設についてこの議会の中で議論されて、これはどうするのか、売するのか、それとも市が持つのかとかっていう議論なんかされているわけなんですけど、薩摩川内市の場合は、そういうふうに一括してもう方針を最初につくってしまって、もうそれが総論としてみんな賛成したんだから、後はもう従ってくださいよみたいなやり方をしているわけで、これはやっぱりそういういろんな問題が、矛盾が起こった場合には、やっぱり見直すということの柔軟性もつくりながらやらないといけないんじゃないでしょうかと言ってるわけですよ。

それで、温泉施設については、確かに川内方面では350円とか360円とかっていうことで銭湯があって、そこに行かれていた方から見れば、市比野はいいなとか、祁答院はいいなとかいうふうに思われると思うんですよ。

だけど、それは、そういう町づくりとして進めてきたものであって、合併前の市町村においては、これをやっぱりやって町おこしをしよう、町を振興させようというふうなことでやられたものであって、それで合併したわけですから、それを前提にして合併したわけですから。

それぞれの地域の特色を生かした合併というふうに、それがみんなの願いだったと思うんですね。押しなべて、すべて平均化してしまうということが合併でみんなが望んだことではないんだというふうに思うんですね。

○総務部長（今吉俊郎） 今の財産、仕分けとか利活用につきましては、これは計画ではなくて、方針です。ですから、こちらで決めて、これをやるというそういうスケジュールではなくて、その方針もよく読んでいただければ、こういう方向でというのはもちろん決定して出してますけども、パブリックコメントもとってません。これは、いわゆるこれからこの方針で行きたいんですがということで地元で相談をしながら、理解を得られたものからやっていくというような考え方で進めておりますので、なかなか理解が得られないものについては、次のアイデアということで方法を考えていく必要があると思います。いきなりなくしてしまうということなどは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員（福元光一） 庁舎の清掃業務委託について伺いたします。庁舎清掃業務委託って項目なんですけど、ここの本庁舎だけですか、それとも支所も全部ひっくるめてですかね、まず一つそれを。

それで、もう1点は、業者は1社でやってられるのか。それと、前年度の業者と一緒になのか。もちろん入札があったと思いますけど、どのぐらい応札があったのかをお教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋） 庁舎の清掃等につきましては、現在1社でお願いをしているところでございまして。平成26年度の業者の決定につきましては、5社の入札の指名業者の中から1社にお願いをしているところでございます。現在、本庁だけの庁舎の管理をお願いしているところでございます。

去年とことし、入札結果によりまして、業者が変わってはきていますところでございます。

○委員（福元光一） 本庁舎だけということでは1億2,300万、354万1,000円ということは、月に1,235万円、ざっと10カ月で、12カ月では、10カ月でした場合にですね。何名ぐらいの人が1日働いていらっしゃるか、把握しておりますか。

○財産活用推進課長（平原一洋） 本庁舎の清掃業務等につきましては、年間840万程度の委託料でございます。金額は大きくなっておりますけれども、本庁舎の警備等も大きな金額になっておりますので、それを含めたところですので。清掃業務委託につきましては、ことしは830万程度の執行委託になっているところでございます。

○委員（福元光一） 警備等もですかね。警備等は書いて、説明の時になかったもんですから、警備等もということで、月、清掃業務は840万程度ですね。

5社の指名競争入札で応札があって、落札が1社ということなんですけど、これは、今建設業界においても、指名競争入札もたまにはありますけど、今電子入札であるんですけど、なぜ清掃業、この分だけ指名競争入札なんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋） 工事ではございませんでしたので、この5社のほうを選ばせていただいているところでございまして、要は清掃業務を行う業者、それでまた、市内に本店または営業所を設置している業者の中で、清掃業務が可

能な業者というところで指名競争入札でさせていただいたところでございます。

○委員（福元光一）庁舎の清掃業務が可能などところと言われましたけど、その基準はどういう基準ですかね。

○財産活用推進課長（平原一洋）基準といたしましては、ビル管理のそういう免許を有して、ビル管理というか、ビル清掃の関する業務、免許が三つほどございますけど、それを有している市内業者ということで選定をさせていただいてます。

○委員（福元光一）わかりました。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

△税務課・収納課の審査

○委員長（持原秀行）次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）税務課と収納課をよろしくお願いします。

まず、税務課につきましては、市民税、固定資産税のほか、国民健康保険税など税の賦課、調定と課税、税務全般を所管しております。

税務課は、歳出におきまして、課税に伴います事務事業を実施し、引き続き公正公平な賦課、徴収に努めます。

歳入におきましては、市民税個人分の所得割額につきまして、地方においては景気低迷のために所得が伸び悩んでいる状況から、ことしは減額措置させていただいております。市民税の法人分につきましては、大規模法人の近年の状況などを勘案したところ、増額で計上できました。

固定資産税につきましても、3年に一度の評価

替の年が平成27年度に当たりますので、減額といったような状況です。土地も同じですが、減額でございます。

使用済核燃料税、増額とか、そういった市税全体で前年度比1億6,000万円程度減、1.5%削減した予算措置をしているところでございます。

何はともあれ、歳入の大きな根幹をなす市税でございますので、今後とも適正化に努めてまいります。

それから、収納課です。収納課につきましては、市税、国民健康保険税の徴収業務を担当しておりますけれども、そのほか、貸付金とか使用料などの税外収入につきましても、それぞれの所管課の収納状況を定期的に確認しながら、必要な助言を行っております。

市税等の収納率の向上のために、納めやすい環境整備あるいは滞納処分の強化といったようなことも考えますが、近年は口座振替、コンビニ収納の方法も加えておりますので、さらにそれを強化してまいりたいと思います。滞納者にあらましましては、早期の電話による催告を行いましたり、財産の調査、差し押さえ、公売、そういった方法も強化して、引き続き取り組んでまいります。

税の徴収を取り巻く環境、依然として厳しい状況にありますけれども、職員一丸となって収納率の向上確保に努めたいと考えております。

以上、両課です。

詳細につきましては課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）税務課でございます。

税務課に係る歳出予算につきましては、予算調書のほうで御説明申し上げます。

予算に関する説明書は64ページです。予算調書の87ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費の事項、税務一般管理費は、税務一般管理事務に係る年間経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の土地調査業務嘱託員一人に係る報酬、本庁税務課、収納課及び8支所の税務関係職員68人の人件費、税務職員研修等旅費を初めとする出張旅費、各種協議会への負担金が主なもので、以下、事務経費を計上いたしております。

2 目の賦課徴収費、事項の賦課徴収事務費は、市税の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の家屋事前調査業務嘱託員 3 人及び相続人調査業務嘱託員一人に係る報酬、窓あき封筒等の印刷費、市県民税納税通知書等の郵送料、固定資産税納税通知書作成業務委託等の委託料、地方税電子申告支援サービス使用料等、地方税電子化協議会負担金及び市税歳出還付金が主なものであります。

88 ページをお開きください。

同じく事項の固定資産評価事業費は、固定資産税の課税の適正及び公平を期するために、課税客体の正確な把握を行う経費を措置いたしております。

固定資産評価業務委託等の委託料が主なものとなっております。

以上で、税務課関係の歳出予算の説明を終わります。

○収納課長（枇杷 繁） 収納課分の歳出につきましては、予算調書の 89 ページをお開きください。

まず上の表です。2 款 2 項 2 目収納率向上特別対策費です。市税等の収納率向上を図るための徴収事務に係る経費です。

経費の主な内容は、行政事務嘱託員 5 人の報酬、滞納者への督促状等の印刷及び催告書等の発送に係る郵送料などであります。

次に、下の表です。徴収管理費です。市税等を徴収するための一般管理事務に係る経費です。

経費の主な内容は、差し押さえ不動産の公売を行う際の不動産鑑定業務委託料などであります。

以上です。

○税務課長（山口秀昭） 続きまして、歳入について御説明いたします。

それでは、各税目ごとに説明いたしますので、予算に関する説明書は 13 ページからです。予算調書は 8 ページに掲載しておりますので、予算調書の 8 ページをお開きください。

1 款市税 1 項市民税 1 目個人分 1 節現年課税分は、対前年比 5.9% 減の 29 億 2,335 万 7,000 円を計上いたしております。これは納税義務者の減少、総所得額の減少による影響等を考慮したものでございます。均等割額は前年度と同額で計上しております。

2 節滞納繰越分は 3,874 万 8,000 円を計上いたしております。

2 目法人分 1 節現年分は 7 億 1,614 万 8,000 円を計上いたしております。均等割につきましては、納税義務者を前年度と同様 2,000 社で見込み、また、法人税割につきましては、本年度の実績見込み、大規模法人の動向等を踏まえ、対前年度比 15.4% の増額で計上いたしております。

2 節滞納繰越分は 1,596 万円を計上いたしております。

2 項 1 目固定資産税 1 節現年課税分は 59 億 6,569 万 2,000 円を計上いたしております。固定資産全体では、評価替年度の影響等を踏まえ、4,527 万 7,000 円の減額で計上いたしております。

2 節滞納繰越分は 4,986 万 3,000 円を計上いたしております。

2 目国有資産等所在市町村交付金は、法律の定めるところにより、国及び県が所有している固定資産に交付されるものであります。4,596 万円を計上いたしております。

3 項 1 目軽自動車税 1 節現年課税分は、税率改正等の影響を考慮し、前年度比 1,670 万増の 2 億 6,170 万円を計上いたしております。

2 節滞納繰越分は 482 万円を計上いたしております。

4 項 1 目市たばこ税 1 節現年課税分は、本年度の実績見込みを踏まえ、前年度比 4,422 万 8,000 円の減、6 億 277 万 7,000 円を計上いたしました。

7 項 1 目入湯税 1 節現年課税分は、実績見込みを踏まえ、前年度比 49 万 5,000 円増の 1,390 万 5,000 円を計上いたしております。

8 項 1 目使用済核燃料税 1 節現年課税分は、1,569 体のまま、前年度と同額の 3 億 9,225 万円を計上いたしております。

市税全体では 110 億 1,431 万 6,000 円で、全歳入の 21.9% を占めております。前年度当初と比較しまして、1 億 6,501 万 6,000 円、1.5% の減額となっております。

次に、14 款使用料及び手数料 2 項手数料 1 目 1 節総務手数料のうち、税務課分は、本庁と各支所及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料及び公簿等の閲覧手数料と 2 節督促手数料

合わせて、８７９万５，０００円を計上いたしております。

１６款県支出金３項県委託金１目総務費委託金２節徴収費委託金は、県民税に係る県からの徴収事務委託金であります。前年と同額の１億１，４００万円を計上いたしました。

予算調書の９ページをお開きください。

２１款諸収入１項延滞金、加算金及び過料１目延滞金及び２目の過料は、各種市税を納期限までに納付されなかった人に対する延滞金であります。

５項雑入１目滞納処分費は、各種市税の滞納者分差し押さえ物件を処分した場合の滞納処分費を計上いたしております。

２目弁償金は、軽自動車の標識を紛失した場合の弁償金を計上いたしております。

１０ページをお開きください。

収納率向上特別対策費として、国民健康保険事業特別会計より５７１万５，０００円の繰入金を計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。次に、債務負担行為の説明ですが、予算に関する説明書の８ページをお開きください。

上から５行目から７行目が税務課分です。平成２７年度から平成２８年度まで、軽自動車税及び市県民税の納税通知書作成等業務委託を、固定資産評価業務委託につきましては、平成３０年度の評価替に向けて評価業務に係る連担性を考慮し、平成２８年度から平成２９年度までそれぞれ計上いたしております。

以上で、歳出・歳入及び債務負担行為に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 市民税については、前年度からすると減収ということで、一方では、法人税については１４．５％の増ということですね。

それで、この個人分についての前年度比でいうと何％減なんですかね。

○税務課長（山口秀昭） 組む時に、もう前年度から、平成２６年度で１９３人、それから平成２７年度で平成２６年度比２７８人という減少傾向にある。それから、総所得の金額におきまして、今年度算定する時に、納税義務者数も総所得の金

額におきまして、２００万円以下の階層、あるいは２００万から７００万円の階層が増加し、７００万を超える階層が減少傾向にあるというのが近年続いている状況でございまして、本年度減額というふうにいたしております。

以上です。

○委員（井上勝博） アベノミクス効果がどうなのかということではいろいろ議論されているわけですが、格差と貧困を広げただけではないのかという議論がされてるわけですが、今回この予算をつくれる上で、個人所得が減っているということについては、その要因みたいなのというのはどのように把握されていらっしゃるんですかね。

○税務課長（山口秀昭） 井上委員のおっしゃるとおりです。地方の場合はやはり景気がまだ行き渡らないというのが実感ではないでしょうか。

以上です。

○委員（井上勝博） 一方で、法人税のほうは１４．５％増という見込みを立てていらっしゃるわけですが、これは特にどういった、法人税の増収になる要因というのはどういうふうな、輸出企業なんかは相当利益を上げているというふうには聞いているんですが、本市においてそういった当たるようなものといったら、一つぐらいは見当てるわけですが、やはり輸出企業のそういう増収というか、そういうものがあるということなんですかね。

○税務課長（山口秀昭） おっしゃるとおりです。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（福元光一） ここに個人、法人の滞納繰越分を書いてあるんですけど、これはもう平成２７年度、この滞納繰越分というのはおおよそですか、目安ですか、それとも平成２６年度の繰り越しなんですかね。

○収納課長（枇杷 繁） この滞納繰越分につきましては、過去３年間の徴収率等から積算しております。

ただ、実を言いますと、ことし県との共同徴収というのをやりまして、ことしがたくさん取っているというのもありまして、来年はちょっと安全サイドに立った数字ではあります。

以上です。

○委員（福元光一） ということは、この薩摩川内市では、平成２６年度まで、平成２４年、平成２５年、平成２６年、それもまださかのぼればあ

るんですけど、滞納金というのは今現在どのくらいあるんですか。

○**収納課長（枇杷 繁）** 市税の滞納額ということで御説明いたしますと、市税は、約ですが、滞納繰越分が11億4,000万程度ございます。

以上です。

○**委員（福元光一）** 平成26年度、平成25年度さかのぼっていくと、やはりこの大きい金額11億ということは、少しずつ減ってきているのか、それとも、もう全然減らない数字なのか。その全然減らない数字というのは何億あるのか。11億はそのまま減らないのか。10億あったんだけど、また1億ふえてきた、ほかの口が1億ふえてきたということなんですかね、どうなんですか。

○**収納課長（枇杷 繁）** 平成16年度の合併当時が、参考までに11億程度です。それから一番ピークが平成18年で12億、そして現在11億4,000万ということで、大体11億から12億の間で横ばい状態です。これは、一つは滞納繰越分を毎年1億以上、1億前後取るんですけども、現年度の未納者がまた繰り越していく関係で横ばいというのが現状です。

以上です。

○**委員（福元光一）** 先ほども申し上げましたが、固定繰り越しというのがあると思いますけど、変な表現ですけど、固定して、この分はもうとにかくにっちもさっちもいかないと、そういうのを何年も計上して、取れる見込みなんですかね。

○**収納課長（枇杷 繁）** 具体的に例を申し上げますと、樋脇に三つの大きなホテルがございんですけども、そこで年間大体1,000万まではいきませんが、近く毎年滞納が発生します。しかしながら、まだ物件がございまして。物件がある以上、市は差し押さえ、あるいは他の機関への交付要求とかをしまして、時効中断というのを図ってございまして、資産が売れますと、もう資産がないわけですから、執行停止という滞納処分の一つ。滞納した分の執行停止というほうで不良債権を整理することができますけども、資産がある以上は、その債権の放棄ができない状況でありまして、そういう意味でいきますと、不良債権というのがあります。それにつきましては、資産がなくなってから不納欠損処分という方向で処理をしているのが現状です。

以上です。

○**委員（福元光一）** 先ほど平成16年度が11億、平成18年度が12億、また11億という、その10億ぐらいがずうっと数字が並んでくるんですけど、具体的に今樋脇の何とかって言われたもんですから、ここはちなみに何億ぐらいあるんですかね。

○**収納課長（枇杷 繁）** 具体的になかなか数字は言いにくいところですが、1年間に1,000万円近く発生しますので、トータルしまして、今1億ちょっとですかね、1億ちょっとあります。三つの会社だけでですね。

○**委員（福元光一）** そしたら、もう1回言いますけど、平成16年度に11億、平成18年度に12億という、この10億というずうっと同じ、大体似たような数字が毎年毎年繰り越してくるんですけど、この樋脇のという、これは何か1億というのは小さいほうですよ、10億から比べると。

私が言いたいところは、この10億のそれぞれもう近い数字の滞納金がか所で、もしくは1社であると思うんですよ。それがやはりこのまま引きずっていいもんか、早く処分しなくてはいけないもんか、名前は挙げませんが、そのところを。

○**収納課長（枇杷 繁）** 先ほど申し上げましたように、資産の間は不納欠損というのがなかなかできないんですけども、平成16年度の末で、個人の上位10人で1億4,000万あります。それから、法人のほうは上位10社で1億8,000万あります。

ですから、大きい人が結構高額滞納をしておられるのですけども、先ほど申し上げましたように、この個人の10人と法人の10社で3億2,000万ほどありますので、そういう意味でいきますと、固定の高額滞納者がいるということです。

ただし、しかしながら、先ほど申し上げましたように、資産がある以上は、それらが整理されるまでは不納欠損処理はなかなかできないというのが現状です。

以上です。

○**委員長（持原秀行）** よろしいですか。ほかに。

○**委員（佃 昌樹）** 予算概要の10ページの市税額調べについてなんですけど、一番大きいのは市

民税ですよ。1億8,000万ぐらい、マイナスの前年度比較で5.9%。法人分が15.4%、それでも、市民税の減り方からして、法人が9,500万ぐらいあるわけですが、約半分ですよ。

この市民税の個人分1億8,000万、全体的には1億6,000万減っているにしても、ほとんどがこの1億8,000万ということになるんで、この今後の見通しですよ。財政運営プログラムもさることながら、これを維持していくかいかんかは、ここにも大きくかわってきてると思うんですよ、個人分ということ。

この見通しについて、部長のほうでちょっと答えてもらいたんですが、今後、格差、給与格差がどんどん広がる社会情勢の中において、正社員化が遠のいて、非正社員というのがふえてきて、200万円以下の、年収が200万円以下ちゅうのがどんどんふえてきている。そういった状況は加速度的に広がってくるわけだけれども、これをどういう分析をしながら、将来的な見通しを持っているのか。途中で財政運営プログラムを見直しをせにやいかんのではないかなというようなこともちらっと出てくるわけですが、そういった見通しについてどういうふうになっているのか、ちょっと聞かせてください。

○総務部長（今吉俊郎） 10ページの資料で御質問いただきました。先ほど井上委員からも質問あったのはこのページの関連で、山口課長が説明したとおり、市民税につきましては、所得税課税のかかる人の数が減ったのと、所得総額も減ったということで先ほど説明して、このような試算をしたわけで、その試算につきましても、やはりこの傾向を見ながら、極端に減らすのもでしょうし、やはり予算を組む以上は、歳入もある程度見たいという中で、市民税、固定資産税、それぞれどれだけ計上できるかということで、あくまでもこれぐらいは納めていただければというのはあります。

ただ、決算になっていきますと、もう当然シビアな計算が出てきますので、財政運営プログラムはその決算でもって整理してあります。予算におきましては、やはり歳入につきましては、多少低いほうに厳しくという意味で計上させていただきました。決算はもちろんこれよりもたくさん入るんだろうなという、それが私としての、大まかで

すけれども、御質問の全体の流れ的なものにつきましては、本当に先ほど言ったような試算をしながら、かなりシビアに出すべきなのか、その判断を少し私どもで調整して計上したというような、そういう状況でございます。

〔「傾向は」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（今吉俊郎） 傾向も、さらにこれからも税収としては少しずつ減っていくというのはあるかと。何がなしに、納税者が減っていられる状況ですし、そして総所得もあわせて減っていきますので、劇的な回復というのは、何かのインパクトがないと無理だと思います。

○委員（佃 昌樹） 25年体制で、団塊の世代がもうほとんど高齢化して、税収の見込みちゅうのかな、がもうどたっとう減ってくるということは予想されるわけですが、その辺までは考えているんですかね。

○税務課長（山口秀昭） 財政運営プログラムにおきましても少しずつ減っている状況にあります。ただ、当初予算のときは、あんまり見込みを高く上げますと、予算割合とか景気の動向でやはり左右されます。平成25年度の当初で約28億、決算で32億という、この個人分はなっておりますので、この当初、今回1億8,000万減で上げてありますけれども、同規模ぐらいで決算には移るんじゃないかという気はいたしております。

○委員（佃 昌樹） 決算の上では余剰金が出て、幾らか繰り越しができると、純増になってるわけだけど、かといって、5%というのはかなり大きいんですよ。前年度比5%、恐らくこれは加速度的にふえていくだろうと思うんですよ。

やっぱりそういった面では、見積もりの、予算の見積りとしては最低限のところで抑えながら見積もってるんだということはよくわかるんだけど、果たして今後それが正解なのかどうなのか、私はそんなに行くかなという疑問もあるんです。

そこあたりのところを、何に準拠して、いろんな指標はあると思うんですね。予算を査定していく場合に、ことしの個人税の負担はどういうふうな傾向になっていくのかという、それを調べる指標というのはたくさんあるだろうとは思いますが、都合のいい時に、どういった指標を使って積算をしていらっしゃるのか。都合のいい時で、長くかかりますので、聞きに行きますので教えてく

ださい。よろしくお願いします。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○税務課長（山口秀昭）特にございません。

○収納課長（枇杷 繁）収納課も特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）差し押さえのことなんですけれども、国会の中で、この差し押さえについて、個々の滞納者の実情を把握した上で対応すると、そして、生活を窮迫させるおそれがある場合は処分を停止するという総務省の事務連絡が2014年の1月にあって、それを改めて国会の中で確認をして、それを全国担当課長会議などで周知徹底することが約束されたというふうになっているわけですね。

滞納者について、納めるものがあるのに納めないという悪質な例というのはあると思うんですが、同時に、生活が困窮しているがために、約束した分納金などを納めることが難しかったということによって納められなかったということが、そういうケースもあると思うんです。実際そういう相談も受けたわけですが、そういったケースについては、この通知に基づいて対応されることが必要だというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○収納課長（枇杷 繁）ただいまの差し押さえ分の対応につきましてですが、市では一応調査権というのがございますので、不動産はもとより、預貯金、生命保険、給料等、さまざまな滞納者についてはさまざまな調査をしております。その中で、御本人に対しては差し押さえ事前通知というのをあらかじめ発送いたします。差し押さえはいきなりするわけではなくて、御本人さんたちに

滞納を早目に納めてくださいと、納付期限までに納付がなければ、やむを得ず差し押さえしますという通知を出します。連絡が来ない場合等にはやむを得ず差し押さえするわけですが、その後においても、御本人さん等から連絡が来れば、その実情に応じ、できる対応をする。例えばほかの担保となるようなものがあれば、差し押さえがえもいたしますし、そのほか、何らかの理由があって、相談に応じて、法令の許す限りでさまざまな対応をしておりますので、今後ともそういう御相談を受けた場合は、連絡をしていただければ、議員さんの場合は委任状を持って来ていただかないと。やはり個人のプライバシーというのがありますので、委任状さえあれば直接御説明もできますので、よろしくお願いします。

○委員（井上勝博）例えば私の相談を受けたケースの中では、郵便局に30万円ほどの預金をつくって、それで、例えば水道料金を払えない場合とか、そういうのが時々あったりするので、そこから借りたりというふうにしていたと。しかし、その30万円の預金を、その方に言わせると、これは調べなきゃいけないんですけど、その方に言わせると、突然差し押さえがされたという、そういう通知があって、郵便局でそれを知って、そして借入れができなかったというケースがあるわけですが。そういったやっぱり事情の場合は、やりくりをしているわけですので、そういったことについてはきちっと相談されれば、そういうやりくりのための預金であれば、差し押さえというふうな機械的なことはしなくてもいいのではないかなというふうに思うんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○収納課長（枇杷 繁）ただいまの件につきましては、現在収納課でも検討しておりまして、正確に言えば、差し押さえがえをする方向で今調整しているところです。

以上です。

○総務部長（今吉俊郎）井上委員に御相談なさった方を今想像しますと、井上委員には突然差し押さえられたという相談なさったと思います。先ほどの枇杷課長の説明は、これまで何度となく御本人に連絡をとって、とって、とって、無視されて、そしてもう仕方なく差し押さえしますという通知も出して、それでも連絡なかったので差し押さえさせていただいたというのがほとんどのケー

スです。

先ほど意見で、発言でありました、いきなりというのはまずあり得ませんので、その方に対しては、ぜひ収納課のほうへ直接もしくは間接的に御相談に行くように御指導していただければありがたいと思います。

○委員（井上勝博）私もそう思ってたんですよ。そういうふうに連絡がとれないという方のみだと思っていたんですが。本当に2カ月ぐらい確かに滞納の時期もあったんだけど、連絡がとれない人じゃなくて、連絡をとっていなかったというようなこともありまして、やっぱり実態としては、やっぱり収納課の方々の人員不足というのがあるんだろうと思います。かなりのたくさんの滞納の方について対応されているわけですので、恐らくそういうことで、連絡が相手からないということだけをとって、連絡をせずに押さえたというような。だから、事前の差し押さえの通知があれば、そういうことはなかったんだと思います。その辺は具体的な問題ですので、いろいろとまた調べていきたいと思うんですけども、いずれにしても、国会で審議されて、そして通知がされている立場をこれからも堅持していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○収納課長（枇杷 繁）ただいまの御意見につきましては尊重いたしまして、今後の滞納処分等には生かしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね1時20分とします。

~~~~~

午後0時 6分休憩

~~~~~

午後1時20分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（持原秀行）次に、契約検査課の審査に入ります。

△議案39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）契約検査課に入ります。

私のほうからは、2点、27年度の主な概要について申し上げます。

1点目は、技術職員のスキルアップ研修事業ですが、監督職員の資質向上を図るために各研修施設で開催される研修、その研修への職員の派遣を行うものです。

もう一点、入札等監視委員会運営事業ですが、これは中立公正な第三者であります学識経験者等によります委員会を設置しておりまして、入札契約制度あるいは入札契約手続の運用状況について審議をお願いするものです。

以上、簡単ですが、概要でございます。

詳しくは課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）当初予算につきまして説明をいたします。

予算書は94ページになります。

2款1項14目契約検査事務費でございます。入札契約事務並びに工事検査に係る経費でございます。事業費は2,381万1,000円です。

経費の主なものでございます。先ほども部長からございましたように、技術職員スキルアップ研修旅費129万5,000円、これは本市の技術職員の知識・技能の向上を図るための研修に要する旅費でございます。

それから、土木積算システム保守委託等975万2,000円、これは、土木積算システム、契約検査課内にございますが、その機器とソフトウェアの保守委託料になります。

それから、土木積算システム機器一式賃借料711万円、これはシステムに係る賃借料でございます。

それから、電子入札等システム共同利用負担金

△契約検査課の審査



288万円、これは、鹿児島県と県内の41市町村が共同利用しております電子入札システムがございますが、これに係ります市町村としての負担金でございます。なお、負担方法は人口割となっております。

当初予算につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

**○契約検査課長（堂元清憲）** それでは、所管事務につきまして、建設工事の入札状況等を説明いたします。

委員会資料5ページでございます。

まず、1の（1）ですが、入札の執行件数と平均落札率でございます。今年度は一番下の欄ですが、2月25日開札分までの数字でございます。279件を執行いたしまして、平均落札率は、一般・指名両方合わせまして93.00%となっております。

その下の（2）ですが、これは今年度の一般競争入札の工種ごとの状況でございます。主な部分です。件数欄の中の波線の囲みがございますが、工事品質評価型、成績条件つきですが、これは業者の方が過去に受注をされた本市の建設工事、その成績評定の平均点を入札参加条件とするものでございます。下の合計欄のとおり、144件をそれで発注しております。

それから、右のほうに施工体制調査ですが、これは予定価格に対しまして90%未満の金額で応札をされた場合に、積算内容を調査をいたしました上で落札の可否を決定するというものでございます。これは127件となっております。

それから、不調件数が合計6件ございますが、この理由につきましては、今申し上げました施工

体制調査、これに該当しまして、調査をした結果、失格となったものが4件、それから開札前に辞退がございまして、入札者なしとなったものが1件、それから、もう一件は受注制限、これは同じ日の開札で同一地区ですとか工区割りをした場合に複数受注できないようになっておりますけれども、それによる無効が1件ございました。

なお、このうち4件は後日、再度公告をいたしまして落札でございます。また、2件につきましては随意契約となっております。

一番右のくじ件数でございますが、これは応札額が同額となった落札候補者の方が複数おられる場合に、自治法施行令の規定によりまして、くじによって落札者を決定したものでございまして、98件となっております。

続いて、6ページになります。（3）は、一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注件数でございます。1,000万円未満の工事、これが全体の63%でございます。3,000万円以上の工事につきましては、総合評価落札方式で実施しております。これは後ほど、また説明いたします。

その下の表ですが、コンサル業務委託でございます。設計業務委託等でございますが、これは全て指名競争入札でございまして、各区分ごとの平均落札率等でございます。

一番右に不調がございしますが、不調の2件ですが、これはいずれも予定価格に達しなかったためですが、設計の一部見直しを行いまして、後日、再度指名通知を行い、いずれも落札となっております。

続きまして、7ページでございます。7ページも同じく一般競争入札の月別の状況でございます。昨年度との比較表になります。

上の表ですが、折れ線でございますが、平均落札率と、それと棒グラフが発注をした件数でございます。下のほうの折れ線グラフは入札参加率、1件当たりの入札参加された業者の数でございます。

落札率につきましては、月によって、やや変動があったりはいたしますけれども、現時点では、全体としては昨年度を上回っている状況にございます。

その下のほうの棒グラフですが、これは工種ごとの表になります。2本の棒グラフの右側が今年度分を示しております。

4工種において、現時点では落札率は上回っております。

続きまして、8ページになります。8ページは、工事成績評定の状況でございます。今年度分は、1月分までの検査の分の状況でございます。

折れ線のほうの実線が本年度、点線のほうが昨年度になります。三角がその月の最高点、ひし形が平均点、四角が最低点を示しております。棒グラフは成績評定を行った工事の件数になります。

すぐ下の表に、各年度の平均点の推移がございます。一番下に今年度分がありますが、年度末まで、まだ件数が出てまいるわけですが、現時点では、いずれの月も昨年度を上回っているという状況でございます。

一番下の6ですが、総合評価落札方式の状況でございます。これは、先ほど申しました予定価格が3,000万円以上の工事を対象として実施しております。今年度、これまで16件を行っております。

一番右に逆転件数とございますが、これは、最低価格で応札された方以外の方が落札者となった件数でございます。これは7件、今年度ございました。

続きまして、9ページになります。9ページにつきましては、7と8に記載の項目は、いずれも設計単価の改定に伴う特例的な措置でございます。この経過といたしましては、先月2月1日から公共工事の設計労務単価並びに設計業務委託の技術者単価、人件費でございますが、これが引き上げとなりました。

単価の改定につきましては、通常は年度がわりの4月から改定という形なんですけれども、昨年度、昨年も2月に実施されましたが、今年度も昨年度に続いて2月に前倒しで実施をされたというところでございます。

これに伴いまして、国が、昨年度と同様のこの二つの特例的措置を続けて実施をすることとなりまして、全国の自治体へ実施の要請がございました。つきましては、本市におきましても昨年度と同様、この二つの措置を実施することとしたところでございます。

まず、7の平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置についてでございます。

これは、労務単価及び技術者単価が2月から引

き上げとなったことに伴いまして、引き上げ前の単価で設計をいたしまして、1月末までに入札をいたしまして、これを落札されたという場合に、契約日が2月1日以降になった場合、契約につきましては落札決定から7日以内にするということになっておりますが、契約の日付が2月1日以降になったものにつきましては、引き上げ後の引き上がった単価でもう一回算定をし直しまして、差額が出てまいりますけど、その増額の差額分を契約変更という形で支払うというものでございます。

対象となりますのは、工事請負契約と設計業務委託、記載のとおり23件でございます。現時点では、契約変更による増額分を460万円余りと見込んでいるところでございます。

なお、これはほかの変更要因等もございまして、金額はちょっと推移を見てみないと不明なところもございます。

続きまして、次の8ですが、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用（インフレスライド条項適用）についてであります。

(1)に、本市の工事請負契約書ですが、第25条第6項を記載をしております。1行目の終わりのほうからですが、「急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、請負代金額の変更を請求することができる」というふうな文言になっておりますけども、今回、昨年もそうでしたが、インフレーションによる適用ということでございます。これも先ほどの特例措置と同じく、引き上げ後の新単価で算定をし直しまして、増額となる部分を契約変更という形で支払うというものでございます。

ただ、対象につきましては、先ほどの7の特例措置とは異なりまして、まず、残りの工期が2カ月以上あるものが対象になります。それから、これはもう契約済みの工事ということでございまして、インフレスライド条項のこの適用が、単価改定日の2月1日以降になりますので、2カ月以上ということは、もう繰り越しを予定している工事が対象ということになります。現時点では22件、調査をしましたところございました。

この算定方法が、単純に差額を出す形ではございませんので、若干説明いたしますけども、まず、出来高相当額、工期内でそれまでにでき上がっている部分に相当する金額ですが、この出来高相当

額をまず計算をいたして算出いたします。それから、その額を全体の請負額から差し引きます。その差し引いた残りの金額が、残った工期に相当する金額、請負額ということになります。その残った金額に対しまして、新しい単価を反映させて、もう一回金額を出すと。要するに差額が出てくるんですけども、その差額がそのまま契約変更するのではなくて、ふえた部分の金額がふえる前の金額の1%を超える場合が対象となってくると。ちょっとこの辺の計算がやや複雑なんですけど、そういった特例的な措置でございます。

それから、最後のこの9番ですが、9番につきましては、工事成績評定要領の改正についてでございます。成績評定につきましては、工事が完成いたしましたして完成検査を行います、その際に成績評定点をつけております。これまでの評価を踏まえまして、よりきめ細かな評価、評価の質、精度を高めるといような目的で、今回、評定要領の一部を改正するものでございます。

次のページ、11ページに表を記載しておりますけども、これは工事成績評定表でございます。成績評定のいわゆる総括表になる表でございますが、横のほうから監督員、総括監督員、検査員ということで3区分、3者が評定をする形になります。その3者の各割合で合計点を算定するということになってますが、上のほうが現行の評定の区分、下のほうが改正後の評定の区分でございます。太枠が主な改正箇所です。

まず、左の監督員のところですが、この監督員の項目につきましては、施工管理状況をより評価に反映したいということで、出来形、品質というところ、これを新たに追加をいたしまして、評価を行っていくという形です。

それから、真ん中の総括監督員ですが、これは現場条件の対応についての加算点ということで、施工条件等というこの区分を新たに追加をいたします。

それから、現場に関する法令違反等、いろいろ法令違反の中身もあるんですけど、この減算点ということで法令遵守等、この区分も追加をいたしました。

それから、最後の検査員につきましては、これは出来形、品質、出来ばえの評価の部分ですが、現在5段階評価をいたしているわけですけども、これを7段階の評価に変更ということでござい

ます。

それから、創意・工夫という欄がございますが、これは、現在の3段階から5段階にそれぞれ細分化をするということでございます。

改正後の要領による評定につきましては、新年度、4月1日以降の完成の工事から適用ということしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 今の説明の中で、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術単価の問題で、この引き上げをされて、その差額を後で渡すという説明のように理解したわけですけども、これは、人件費をとにかく上乘せするということになるんだと思うんですが、それがちゃんと給料に反映する、そういう仕組みになってるんですか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** この措置は、契約額、要するに請負代金額に対する増額分でございます、当然、契約が終わって工事が完成しまして引き渡しを受けた後に代金額を市が支払うわけですけども、その従業員のほうの給料に幾ら加算されとか、そこ辺につきましては、この措置によっては、その確認行為まではする制度ではございません。

**○委員（井上勝博）** しかし、目的はそういう従業員の給料を少しでも上げるという目的であるわけだから、その目的が達成されるようにしなければ、ただ事業者のもうけだけになるというのでは、なかなか税金が使われるだけに、そういう最後までチェックできる仕組みがなければおかしいかなというふうに思うんですが、それはどうなんですか。一般の市民の感覚からすれば、税金をやっぱり渡すわけですから、その税金がちゃんと給料に反映できるようにという仕組みがなければ、何か腑に落ちないところがあるんですが。その辺はどうなんですか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** 人件費に相当する設計単価の公共単価の引き上げでございます。したがって、工事をするときの計算の内訳として算定する単価になるわけですけども、実際、代金を支払った後につきましては、各企業でそれぞれ実行予算という形で予算の執行されますので、そこにつきましては、こちらのほうからそれを監

督というんですか、コントロールするような、そこはまた各企業での従業員の方との労務等の関係になろうかというふうに思います。

この制度の趣旨といたしましては、企業の担い手の確保ですとか、企業のいろんな存続とか、そういった形で経済的な政策の面もございまして、国のほうで適用されるというものでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（福元光一）1点目、今、登録業者は何者ぐらいありますか。

○契約検査課長（堂元清憲）工種ごとでございますが、全部で実数といたしましては、入札参加資格を有します市内業者の方は168者でございます。

○委員（福元光一）本会議でも永山議員のほうからだったと思いますけども、指名競争入札にまだできる、返される場所だけは返してみてもどうかという質問もあったんですけど。電子入札になってくじ引きという形式にもなっていくんですけど、偏って業者が仕事をとってるんじゃないかと、とってるんじゃなくて偏ってしまうんじゃないかと。そうした場合に、今井上委員のほうから質問もありましたように、税金をとということもあったんですけど、それとはまた別に市内の業者、市内というか、建設登録業者がやはり運営していくためには、満遍なく仕事が回ったほうが理想的なんですけど、偏って落札しているんじゃないかという点はどうですか。

○契約検査課長（堂元清憲）偏った受注ということでございましたが、例えば土木一式でございますと、約百二十数者の方が登録されておりますけども、入札参加をされます業者というのは、大体、年間この6割ぐらいでございます。4割の方は一般競争入札で行っても、申し込み自体されないという実態がございます。そのうち1件以上受注されてる方は、全体の4割、四十数%だったと思うんですけども、が1件以上受注されていると。

今、偏ったということでございましたけど、今手元にデータがあればですけど、特に非常に極端な受注の形態というのは、一般競争入札で見ますと、特にそういった傾向は見られないというふうに考えております。1者、2者の方が10件も20件も受注されたりとかいう、そういう状況はございません。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。よ

ろしいですか。

○委員（福元光一）1件以上、各業者の方が最低1件以上は落札されておられるということですけど、その金額がわかったら教えていただけないかと。平均でいいです。百四十何者の方が年間落札されて、その1者当たり平均はどのくらいになるのか。

○契約検査課長（堂元清憲）済みません、ちょっと計算をせんとあれなんですけど。25年度の数値で申しますと、土木一式につきましては、先ほど申しました126社おられますけど、落札の件数は累計としましては118件でございます。

ちょっと件数につきましては、課長代理のほうに答弁させます。

○課長代理（西木場重行）平成25年度の落札状況でございますが、1者当たり大体800万程度です。落札額の総計が、一般競争入札の32億ありまして、一般競争に付した分が381件ですので、それからいきますと大体800万程度になります。

以上でございます。

○委員（福元光一）それで168者、百四十何者の方が応札されてるわけですが、平均従業員数は何名ぐらいか、把握されておりますか。

○契約検査課長（堂元清憲）済みません、従業員の方の数につきましては、ちょっとデータ自体把握をしておりません。

○委員（福元光一）それでは、二、三要望しておきます。

まず、この平均800万の落札をされておられるんですけど、経営内容としたら、すごく苦しいんじゃないかと思うんですよね。一人で建設業されてるわけじゃないし、やはり3人から5人としたとき、割り振ったら金額は出るんですけど。やはり先ほど言いましたように、電子入札もいいんですけど、ある程度、半年ぐらいたってからも、前年度でもいいし、落札の少ないところは今度は指名競争入札にして、ある程度仕事が回るようにしていかないと。経営も苦しいけど、そこに働いてる人たちも結局苦しいことになってきますから。そうなってくると、税金までも減税になってくるということになりますから、その点を一つ要望しておきます。指名競争入札にしてはどうかという件と。

それから、先ほど工区割という言葉が説明の中

でちょこっと出たんですけど、やはり業者の方が地域でボランティアをされるときには、やはりいろんな地域のことをわかっておられるから。今、即決の工事というのもあると思いますから、なるべく地元の方になるべくさす。今、50万以下なのかわかりませんが、ある程度100万までぐらいいは指名競争入札にして、地元の人にさしてもらえるようにしたほうが、かねてはボランティアを一生懸命させとって、地元の人たちが、建設業者に機械持ってこさせて、させとって、今度は入札があったときには、全然仕事をとれなかったということも出てくるし、地域の人たちの連携もとなくなるから、やはりそこも指名競争入札にさすか、または即決の場合は、なるべく100%地元地元にしたほうがいいんじゃないかと思いますので、御検討よろしくをお願いします。その2件です。よろしくお願いします。

**○契約検査課長（堂元清憲）** 今、御提案ございました指名競争入札の件でございますが、現在、災害復旧工事につきましては、地域性ということで従来からの指名競争入札をしているんですけども。通常の建設工事、契約検査課のほうで130万円を超える分について、これは地方自治法の施行令で金額の要件が決まっているんですけども、130万円を超える分につきましては、契約検査課で一般競争入札ということでやっております。これにつきましては、平成20年に現在の制度ができていたわけですけども、一般競争入札導入ということで、本市の入札制度の一番根幹でございます。そこ辺の見直しということになれば、非常にこの根幹的な問題、大きな問題の核心部分になってくるかと思うので、これにつきまして御提案ございましたので、また他団体の状況等も含めて研究をしてみたいというふうに思います。

それから、工区割りということでお話ございましたけれども、今申しました130万円以下につきましては、これは主に維持工事、建設維持課等の関係になるかと思うんですけども、これにつきましては随意契約で契約についてはされておりますので、今委員御指摘のとおり、地域の業者さんということで、そういった契約の形態をとっているというふうに聞いてはおります。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（下園政喜）** この資料の5ページですけども、この一般競争入札における開札状況が載っておりますが、上から3番目の舗装に関して特に申し上げますと、33件が入札して28件が最低制限価格を下回って、くじが26件という。入札というよりも、くじ運任せの入札みたいに見えるんですが、これを予定価格を公表しているからこういうことであって、予定価格の公表を取りやめれば、一発でこれ解消できると思うんですが、そういうことを考えておられることはないですか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** 予定価格の事前公表ということで今やっております。これも現在のうちの入札制度の一番根幹部分の一つでもあるんですけども、この舗装に関しましては、予定価格もそうなんですが、施工体制調査、要するに90%未満でのくじというのが非常に多くなってございます。落札率も確かに先ほども申しましたけど、80%台で非常に他の工種と比べて低めでございます。いろいろ施工の関係のやりやすさというんですか、そこら辺もちょっといろいろ聞いてみると、あるということで、非常に受注された意欲が非常に高い工種でございまして、これも従来からずっとこういう傾向が続いているんですけども。予定価格の事前公表に関しましては、これもいろいろ賛否両論はあるんですけども、いろんな他の団体で見られます、いろんな談合事件とか、最近もいろいろ佐賀県とか長崎のほうでもございましたけども。こういった予防の観点からも事前公表ということでうちは取り入れておりまして、今しばらくは事前公表という形でとっていきたいというふうに現時点では考えております。

**○議員（下園政喜）** それから、業者間で一番言われているのが、この書類の簡素化と言われてますが、それは、これ少し反映されておりますか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** 書類が多いということで、従来、意見交換等をした場合にございますけれども。今年度、今予算計上しているんですけども、国・県等はまだ大分導入が進んでいるんですけど、電子納品ということで、写真とかいろんな書面なんですけども、それを電子で具体的にCD-R、CDの円盤のあれで電子納品ができるようにということで、これも今年度、他団体の状況も参考にいたしまして、導入をするということで、今、27年度の当初予算に計上している

ところでございます。ですから、物理的な提出される書類の量というのは、一挙にはちょっとですけど、段階的に適用していきますので、これまでよりは減ってくるというふうに考えております。出していただく、この要件に該当する書類というのを省くということじゃございませんけど、物理的な量は減っていくんだろうというふうに考えております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（持原秀行）次に、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文）それでは、水色の冊子の平成27年度当初予算概要を御準備いただき、26ページをお開きください。

防災安全課の平成27年度事業概要でございますが、まず初めに、26ページ一番下、交通安全教育普及啓発事業につきましては、交通事故防止及び交通安全教育の推進のため、保育園、幼稚園、小学校等への交通安全出前教室及び自動車教習所を活用しました高齢者の運転免許保有者のほか、自転車運転者・歩行者向けの参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するものでございます。

市内におきます交通事故の発生件数等は、前年に比べて増加したところでございますが、詳細については、後ほど、所管事務調査において、犯罪の発生状況とあわせて、課長から説明をさせます。

また、現在定めております市の交通安全計画の計画期間が平成27年度まででございますので、27年度は交通安全計画の策定に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、27ページをごらんください。

青色灯自主防犯活動事業補助事業につきましては、青色回転灯装着車による防犯パトロール活動を実施します自主防犯パトロール団体の活動費に

対しまして、青パトの登録台数に応じて補助額を定めて補助するものでございますが、これについては平成21年度から開始をいたしております。

なお、ガソリン価格の高どまりを考慮しまして、補助額については、平成26年度から増額させていただいているところでございます。

また、青色回転灯装着車の登録台数は、市役所の公用車等を含め、現在、201台であります。団体数につきましては、昨年度末から1団体増加し26団体となっております。

次に、防災サポーター制度につきましては、21年度から設置をし、災害応急対策時には、地区災害対策詰所において職員の補助業務を、平常時には、崖地近接等危険住宅調査支援や防災行政無線のモニター業務等を行っていただいております。また、研修会を開催し、防災基礎知識等の習得についてもお願いをしております。

なお、これまで、甕島地区の各詰所の人員は2名でございましたけれども、災害発生時において万全の対応ができるように、平成27年度から1名増員をし3名とすることといたしております。

次に、原子力防災等訪問事業についてでございますが、平成25年度から実施しております。平成27年度におきましても継続することとし、UPAZ内の高齢者等の要配慮者宅を訪問し、避難経路や避難場所の周知、原子力災害が発生した際の避難のあり方や避難方法の説明のほか、戸別受信機の維持・管理の周知を行いながら、個別支援計画の作成につなげていきたいと考えております。

なお、平成27年度から嘱託員の人件費相当額につきましては、県支出金の広報・調査等交付金を充てることといたしております。

次に、あけていただきまして、28ページをごらんください。

避難所生活環境整備事業につきましては、平成27年度からの新規事業であります。198の指定避難所の全てに、少なくとも1カ所は洋式トイレを設置すべく改修するものでございます。

現在、洋式トイレが一つもない指定避難所は、198施設のうち52施設の75カ所でございますけれども、平成27年度は川内、樋脇地域の24施設34カ所の改修を行うことといたしております。全体事業費は3,060万円でございますが、施設を所管する五つの担当課に予算措置をさせていただき、防災安全課分は1施設分の90万

円の予算措置であります。

この洋式トイレへの改修事業につきましては、防災安全課といたしましては、平成28年度までの2カ年で改修できないかと考えているところでございます。

次に、防災行政無線通信施設管理業務についてでございますが、これまで整備させていただきました防災行政無線について、確実にかつ適切に情報ができるよう、適切な維持管理を行ってまいります。

以上が予算に関する事業概要でございます。

具体的な予算の内容につきましては、課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（角島 栄）** それでは、平成27年度一般会計予算の防災安全課分につきまして、御説明いたします。

平成27年度薩摩川内市各会計予算調書の90ページをお開きください。

まず、2款1項2目秘書広報費の自衛官募集事務費についてでございますが、自衛官募集事務費は、自衛官募集事務及び薩摩川内市自衛隊協力会に係る経費でございます。事業費が24万5,000円で、経費の主な内容としましては、自衛官募集事務市町村担当者会議の普通旅費及び自衛隊協力会補助金でございます。

次に、その下の2款1項12目市民相談交通防犯費の事項、交通安全対策費についてでございます。交通安全思想の普及高揚、交通事故防止の推進、交通安全教育など交通安全対策に係る経費775万7,000円を措置させていただいております。

経費の主なものにつきましては、交通安全対策会議委員報酬のほか、交通安全教育普及啓発業務委託等であり、また、負担金としましては、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金384万4,000円、甑地区交通安全協会負担金228万9,000円、鹿児島県交通安全母の会連合会市町村負担金4万円の3件の負担金でございます。

次に、91ページをごらんください。

事項、防犯対策費は、防犯思想の普及を図り、市民生活に危険を及ぼす犯罪や事故のない安全・安心まちづくりの推進に係る経費であり、事業費

としましては1,046万7,000円でございます。

経費の主なものにつきましては、地区コミュニティ協議会等に配布いたします防犯用品に係る消耗品のほか、新たに防犯カメラ保守点検委託料を12万6,000円、防犯カメラ購入費としまして351万円を計上いたしております。

防犯カメラにつきましては、防犯の観点から犯罪の抑止力を期待し措置したものでございます。設置につきましては、薩摩川内警察署より要望のあった窃盗や器物破損等が発生している場所に13台を設置することといたしております。

また、負担金としましては、薩摩川内地区防犯協会負担金424万7,000円、かごしま犯罪被害者支援センター負担金14万5,000円、また、平成26年2月に設立しました薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会負担金38万円を予算措置しているところでございます。

また、補助金としまして、青色灯自主防犯活動事業補助金96万6,000円を措置させていただいております。

次に、その下の9款1項6目災害対策費の中の事項、災害予防応急対策費でございます。災害対策基本法に基づく災害応急対策等に係る経費を7,720万7,000円措置させていただいております。

経費の主なものは、防災会議及び国民保護協議会の委員、危機管理防災専門嘱託員、防災サポーターの報酬、原子力防災等訪問事業嘱託員、災害対策時の職員の時間外勤務手当のほか、防災気象観測システム等保守業務委託等の委託料でございます。

また、負担金・補助金としましては、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金等433万4,000円、日本水難救済会川内救難所などの5救難所運営費補助金としまして、55万2,000円でございます。

次に、92ページの事項、防災行政無線通信施設管理費でございます。防災行政無線通信施設の維持管理に係る経費としまして、6,243万6,000円を措置させていただいております。

主な経費としまして、無線設備整備等業務嘱託員の報酬、屋外拡声子局修繕等、防災行政無線デジタル設備保守点検業務委託等、防災行政無線柱取りかえ工事、防災行政無線の戸別受信機の購入、

電波使用料負担金等でございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の11ページをお開きください。

初めに、消防使用料は行政財産使用料でございます。下甕町に設置してございます緊急避難施設の敷地に九州電力及びN T Tの電柱等が立っております。当該土地の使用料で1万2,000円の予算措置でございます。

次に、国庫委託金の総務費委託金につきましては、自衛官募集に係る募集事務地方公共団体委託金2万4,000円の予算措置でございます。

なお、全額、充当先事業を広報管理費として、自衛官募集に係る広報紙の経費に充当することといたしております。

以上で、平成27年度薩摩川内市一般会計予算の防災安全課に係る概要につきまして、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑を願います。よろしいですか。ありませんか。

**○委員（佃 昌樹）** ちょっと気になるものですかからお伺いしたいんですが、自治会の寄附とかそれから負担金とか、こういう中に自衛隊協力金ちゅうのが入ってます。大体、どこの自治会も自衛隊協力金を出してると思うんですね。市としても、幾らか20万かな、20万ぐらい出してるんですが、近年、国防費ということで、かなりそういったものを充実させてきている。国民の税金を半分国防費ということで国がやってるわけだけど、プラスアルファで協力金という形の中で自治会に要請等もしているわけですよ。だけど、何に使われているのかという、どこでどういうふうになっているのかということが、説明も一つもないわけですが。そういったところについては、防災安全課としても、こういった補助金がどういったふうな使途になっているのか、把握ができてますかね。

**○防災安全課長（角島 栄）** 御質問の内容でございますが、自衛隊協力で各自治会からの補助金等もいただいているとでございます。自衛隊協力会費の補助につきましては、協力会の活動及び組織の運営に対する補助ということになってお

ります。

内容につきましては、薩摩川内市内には川内駐屯地と下甕島分屯基地がございます。その住民の本市の防衛意識の向上と防衛基盤の強化及び自衛隊の健全な育成発展を図るということで、自衛隊活動及び諸行事に対する協力支援を行うということで協力会補助金を出しております。

また、その内容につきましては、自衛隊協力会のほうへ広報紙等によって、どういう行事を開催しているとか、そういう内容につきましては公表をしているところでございます。

また、今、委員のほうからございましたように、内容等について詳しいというのがございましたら、また、その広報紙等の中で再度内容を検討しまして、御報告させていただきたいと考えております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 後でまた予算外のところで話をしようと思ってたんですが、この自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として受けているわけですね。しかし、最近、やっぱり自衛隊が海外で実際に戦闘地域まで行くという方向で動いている中で、自衛隊員がやめていくというか、それと募集しても応じないという情勢が出てきているわけですが、これは、薩摩川内市としては、広報関係を請け負っているだけで、特にそれが例えば薩摩川内市内の自衛隊の応募に関して、何人確保しなくちゃいけないとかそういうものはないわけですね。

**○防災安全課長（角島 栄）** そういう募集についての市からのそういうことはございません。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（杉藺道朗）** 1点だけ、わかっているれば教えてください。この薩摩川内市暴力団排除等推進協議会という協議会を立ち上げられておりますけれども、薩摩川内市内における暴力団及び構成団体及び構成員、暴力団員等、把握されてる数字がわかっておれば教えていただきたいと思いますのですが、わからなければ、また後もってで結構です。

**○防災安全課長（角島 栄）** 正確な数字を把握しておりませんので、後ほど、また報告させていただきます。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。



△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄）所管事務について御説明させていただきます。

総務部資料の11ページをお開きください。

11ページの防災安全課分でございます。

まず、1番目の青パト登録台数でございますが、先ほど危機管理監のほうからも御説明ありました。3月1日現在の登録台数につきましては、26団体201台でございます。この台数につきましては、県内で一番多いとなっております。

また、パトロール回数につきましては、地区コミ、その他団体合わせて年間9,663回、1日当たり26回となっているところでございます。

次に、2番目の交通事故、犯罪の発生状況でございますが、まず、交通事故発生件数につきましては、平成26年人身事故の発生件数は445件であり、対前年比としまして、20件の増でございます。

また、傷者につきましては、前年より40人より多い、536人、死者につきましては、前年より2名多い、3名でございました。物損事故につきましては、前年より60件少ない、2,010件発生しているところでございます。

なお、下のほうにございます同規模の霧島市、鹿屋市との件数を比較してみますと、薩摩川内市につきましては、かなり少なくなっている状況でございます。

次に、2番目の刑法犯罪等の発生状況でございますが、平成26年は、前年より24件多い、398件でございました。右側にございます、同規模の霧島市、鹿屋市の件数も掲載しておりますが、2市に比べましても、本市の刑法犯罪も少なくなっているところでございます。本市につきましては多いのが、前年比プラス23件と、その他の刑法犯罪ということで廃棄物処理法違反とか、覚醒剤、大麻、そういうのが含まれると言われているところでございます。

次に、3の防犯カメラ設置事業でございますが、平成26年度におきましては、大小路地区の国道3号沿い、ロイヤルイン川内前から国道267号線入口交差点の区間、9台設置工事中でございま

す。

なお、平成27年度につきましては、先ほど新年度予算の中でも説明いたしましたとおり、13台の設置を予定しているところでございます。

次に、4番目の薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会についてでございますが、昨年、2月25日、10団体285事業所で暴力団等排除推進連絡協議会を設立したところでございます。

12ページをお開きください。

今年度新たに6団体が加入をいただきました。合計で16団体2,681事業所で、本市の暴力団排除条例に基づき、関係団体が意思統一と情報交換を図り市民の平穏な生活等を目的として、暴力団排除に取り組んでいるところでございます。

そこで、今後の取り組みとしましては、本年9月2日に本市で開催されます鹿児島県の暴力団追放会議終了後、協議会会員による暴力団追放のパレードを実施計画しているところでございます。また、会員の事業所への暴力団排除ステッカー並びに暴力団排除啓発の看板設置等も取り組んでまいります。

次に、5番目のシェイクアウト訓練についてでございます。3月11日に地震や津波による災害に備え、防災意識の高揚を図るとともに、自分の身を守ることができるよう市内全域で実施したところでございます。

参加状況につきましては、3月11日実施した分につきましては、85団体9,216人の参加でございました。

なお、当日、都合が悪いということで、3月12日以降に実施する団体としましては、14団体2,483人の参加申し込みが来ているところでございます。合わせまして107団体1万2,330人の参加申し込みがあったところでございます。

次に、6番目の自主防災組織についてでございますが、平成26年度、本年3月1日現在の結成率は91.1%でございます。一般防災についての出前講座につきましては、これは市役所防災安全課が対応したところで4回、訓練回数につきましては、消防局等も合わせまして56回の2,494人の参加でございました。

次に、原子力防災等訪問事業についてでございますが、平成26年度は原子力発電所から30キロ圏内を対象に、ケアマネジャーの協力により訪

問可能な要配慮者宅を訪問させていただきました。  
971件を嘱託員と消防団員により確認作業を実施したところでございます。

訪問では、避難先、避難ルート、バス避難集場所等の説明、防災行政無線、戸別受信機の維持管理、状況確認、また、災害時要援護者避難支援制度の説明等を行ったところでございます。先ほど危機管理監からもありましたように、平成27年度も嘱託員2名を雇用しながら、戸別訪問を継続していきたいと考えております。

次に、13ページをごらんください。

8番目の屋内退避施設確保事業についてでございます。この事業は、平成24年度から県の100%補助金を活用して、原子力災害における一時的な退避施設の確保を図るということで行われているものでございます。

整備施設状況でございますが、平成25年度補正予算で平成26年度の事業として、現在、水引地区の星原集会所及び峰山地区コミュニティセンターを整備中であり、今月末には完成する予定でございます。

また、平成26年度の補正予算分としまして、平成27年度に平島集会所と水引地区コミュニティセンターに同様の工事を実施する予定でございます。

次に、9番目の防災行政無線の移動系の整備についてでございます。

災害対策時の情報収集及び伝達の通信機器として、IP無線を平成25年から整備しているところでございます。平成25年度に116台、平成26年度に56台整備したところでございます。また、平成27年度には、60台を購入予定で予算計上しております。最終的に232台配備して、これまで運用していた防災行政無線の移動系、アナログ波について親卓、中継局は廃止する予定でございます。

以上で、防災安全課分の所管事務調査の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○委員長（持原秀行）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**原子力防災等訪問事業のことなんですが、これについては971件を訪問された。それについて、例えば、伺っているいろいろな説明をされても、実際には例えば、老老介護の家

であったりとか、ひとり暮らしであったりとか、いろいろさまざまあると思うんですが、そういった方々には説明したとしても、実際に、その人たちに対する一人一人についての対策という点では、ここはどうする、ここはどうするという具体的なものを決めていくわけなんですかね。そういったものというのは、集約した結果については、どこか公開していらっしゃるのでしょうか。

**○防災安全課長（角島 栄）**先ほどもちょっと説明させていただきました。災害時要援護者避難支援制度というのを薩摩川内市で行っているところでございます。その中では個別支援計画というところでございますので、その中に支援をできる方の氏名とか連絡先とかも入れてございますので、そういうのをもとにして災害発生時には対応していきたいと、市としては考えているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）**一人一人について具体的にになったんだろうかという、そういうことだったんですね。私は、樋脇は30キロ圏内に入っておりますので、ある方の訪問をしたときに、老老介護ですね、ほとんど外に出たことがないというか、足が痛いということで、出られたことがないという方なんかはどうすることもできませんよという話をされてたわけですね。そういった方々について、誰がそこに訪問して、そして避難するときにはどうやって避難をするのか、車はどういった車を誰が動かしていくのかとか、そういう具体的なところまで決められているのかどうかということを確認したいんですけど、その辺はどうなんでしょう。

**○防災安全課長（角島 栄）**先ほど説明しましたように、その支援制度の中で手を挙げていただきまして、その中に個別の支援計画というのがございます。その中で支援者の名前も記入するところがございます。

また、現在、PZ圏内で協議会を立ち上げております。その中で今後につきましては、UPZのほうにも協議をしながら、そういう対応ができるような体制をとっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）**また次の機会にしたいと思います。

もう一つお伺いしたいのは、自衛隊員の適齢者の名簿のまた要請があると思いますけれども、今回の要請についてはどういう内容になっているのか。いつ要請があったのか。そして、何人対象者名簿として出される予定になっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○防災安全課長（角島 栄）** 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する情報の提供についてということで、平成27年の2月12日に鹿児島地方協力本部長から市長宛てに届いているところでございます。これにつきましては、平成5年の4月2日から平成10年の4月1日までの間の情報の提供ということでございますので、まだ現在のところ、そういう手続等については実際行っていないところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** これからそういう名簿を整備して提出するというので、例年のようにやられるんであろうと思うんですけども。やっぱり情勢が変わってきていて、自衛官になるということが、いわば戦場に行く可能性も強まってきていると。笑い事じゃないんですよ。そういう議論を国会でしてるわけですから。だから、本当に命の危険すらも出てきている。今まではそんなことはなかったですね。あくまでも憲法9条のもとでの自衛隊ということで、海外で戦争に参加するということはある得なかったわけですが、それがこれからそういうことで進められようとしていると。これについて、いろんなほかの市町村でも、この名簿の適齢者名簿についての情報提供ということについて、やられてるところもあるんですが、一方では、これは法令上の義務規定ではないということで、閲覧はしても構わないけれども、名簿としてそれを提出することはしませんというふうに決めた市町村も出てきております。三重県の鳥羽市などがそういうふうに出てきています。

義務規定ではないということについて、その点については確認してもよろしいのでしょうか。市町村が出さなきゃいけないという義務にはなっていないんですということについては、確認してよろしいのでしょうか。

**○危機管理監（新屋義文）** 自衛隊法に基づいて手続がされます。手続がされた際に、手続が自衛隊からまいりますと、それについては要請がありますので、それについて答えていくというものに

なっていくと考えております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 自衛隊施行令第120条が根拠になっているわけですが。しかし、これは義務規定としてではなくて要望規定であると。です。義務規定ではないということで、この鳥羽市については、これはやらないというふうになったということなんです。そこら辺ちょっと研究していただいて、義務規定なのか、要望規定なのか、ここは明確にして、義務規定ではないということであるならば、やはり市としては、もう少し検討する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、調べておいていただきたいと思います。

**○危機管理監（新屋義文）** 以前も井上委員から質問があった事例でございますが、確かに自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は資料の提出を求めることができるというふうに書いてございます。それに対して、防衛大臣が市町村に提出を求めた際には、求めたものに対する対応ということで、市は行っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 義務規定だというふうな、市としては、もう義務規定であるということで提出しているというふうなことで確認していいんですか。

**○危機管理監（新屋義文）** 自衛隊法の施行令は義務規定ではございませんが、それに基づいて行使された要請に対しては、市は対応していかなければならないと考えております。

以上です。

**○委員（福元光一）** 二、三お聞きいたします。ちなみに防犯カメラは1台どのくらいするもんですか。

**○防災安全課長（角島 栄）** 平成27年度の予算につきましては、1台25万円で計算してございます。

**○委員（福元光一）** それでは、次にお伺いいたします。学校総務課、教育総務課のときにも要望しておいたんですけど、やはりこの予算書をいろいろ見ますと、防犯パトロール隊の燃料とか安全会議の負担金とか、それぞれすぐ予算はつくんですけど。この前、いちき串木野市で横断歩道で子どもが亡くなった事故があったんですけど、こう

いう予算はすぐつくんですけど。会議とかそういうもので子どもの命は完全に守られないから、やはり現場で子どもたちの命を守ろうとするには、やはりかばんにかけられる黄色いカバーですか、それと防犯ベルとか、いろいろ配ってあるんですけど、配ってあるという表現はおかしい。それだけでは、それは防犯ベルは防犯のこと、黄色いかばんにかぶせるあれは、後ろからとか運転手が目立つようになんですけど。やはり横断歩道を渡るときは、横断歩道の小さな旗をこうやって子どもが、前は、手を挙げて渡りましょうですけど、だんだん、2年生、3年生になってくると、手を挙げなくても走っていったり、駆け込みで走っていったりするんですよ。信号機が点滅になってくると。やはり習慣づけて、とまって、その横断の旗を持って渡ると。そういう指導をしたら、必ず横断歩道の手前でとまらなくてはならないわけですから。それで、両方にこの筒をやっとって、学校に行くときは、こっちの筒に、帰るときは、またこっちの筒に入れるように、これは県外でもよく見かけるんですけど、やはりやったらやっただけのことはあると思いますから。

今まで事故の件数、接触事故とかそういうのが何件ぐらいあったと、把握しておられたら教えてください。

**○防災安全課長（角島 栄）** 横断歩道での事故の件数等にはついては把握いたしておりません。

**○委員（福元光一）** それでは、二、三要望しておきます。その横断歩道、旗の設置、すぐにということとはできないと思いますけど、わからんときにはまた聞きにきてください。

それから、課長はもうすぐ道路パトロール、あれに行かれると思いますけど、警察の方やいろんな方と。今、うち、新田神社の人は宮内町よりもちょっと先のほうの信号機をあと5秒長くしてもらえないかと。1カ所。3カ所あるんですけど、もうすぐ1年生の入学がありますから、4月になると。道路のここまで、ぎりぎり立つとると危ないんですよ。だから、私は、みんなもなんですけど、四、五メートルちょっと下げて立たせてるんですよ。そしたら、信号が青になるなというとき少し前に来て、信号が青になったとき渡るんですけど、一人、二人じゃないんですよ。10人、20人おるわけです。一番最後の人は渡り切れんとです。特に小学生は渡り切れん。1年生は渡り

切れないから、青信号をあと5秒長くしてくれという要請がありましたので、それをまた私のところに聞いてきてもらえたら、また詳しく教えますから。これは要望ですから、よろしくお願いします。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（杉蘭道朗）** 戸別受信機の関係ですが、せんだって、うちの自治会で高齢の御婦人の単独世帯だったんですが、戸別受信機がちよっとふぐあいが生じて、早速行ってみたんですけど、機器の故障だろうなということで、防災安全課のほうにお願いし、翌日、早速、新しい機械を取りつけていただきました。それはそれで感謝申し上げますが。

この原子力防災訪問事業とも関連しますけれども、特にそういう訪問しながら、戸別受信機の操作の関係とか、あわせて機器の状況等を調査をされているというふうに思うんですが、現在まで相当数の台数が設置をされておりますけれども、この機器に関して、特段のそういう故障の事例等々が何件か発生したものなのか。それと、そういうしたときに、予備の機器が当然あるわけですから、すぐ対応、交換等対応されると思います。

何が言いたいかといえば、そこは迅速にやってもらって結構なことなんですが、この戸別受信機の場合は、特定の会社の独壇場といいましょうか、特定の会社でしか、そこの専用の分がずっと入ってる状況があるもんですから、保証関係はどうなってるのかな。確認の意味でちょっとお聞きしたいと思います。

いいですか、委員長、済みませんね。ある程度機器は、当然ふぐあいによりメーカー保証ということがあるわけですから、そこが仮に故障が出たときに、保証期間1年とか3年とかあるんですけども、また実費で購入になるのか、無償交換で対応ができるのか。メーカーに対して、そこのところ です。

**○防災安全課長（角島 栄）** まずは、そういう機器のふぐあいが出ましたら、すぐ連絡いただければ、すぐ対応します。予備の機器もありますし新しい機器もごございますので、その中でし、また持ち帰ったら、どういう状況かというのも事業所

のほうには説明させて対応してとどこござい  
ます。

保証関係につきましては、そのメンテナンスの  
年間のその中で対応を今のところはしております  
ので、支障は今のところ、そういう問題が出る  
ということはないと考えております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さ  
ました。

---

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行）次に、原子力安全対策室  
の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 平成27年度薩摩川内市 一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中  
止してありました、議案第39号平成27年度薩  
摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文）それでは、水色の冊  
子、平成27年度当初予算概要の28ページをお  
開きください。

原子力安全対策室の平成27年度の事業概要で  
ございますが、一番下でございます。広報調査事  
業として、これまでと同様、原子力発電に関する  
知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関す  
る関係機関との連絡調整等を行うこととしており、  
具体的には、一つ目の丸、原子力発電に関する知  
識の普及として、市民対象の原子力発電所等の見  
学会や、職員対象の原子力関連講座の実施、原子  
力防災に関する研修、広報紙の発行等を行い、ま  
た、二つ目の丸、原子力発電施設の安全対策に関  
する連絡調整といたしましては、県及び市の原子  
力安全対策連絡協議会への参加及び開催のほか、  
国・県及び関係機関との連絡調整を行うこととい  
たしております。

以上が予算に関する事業概要でございます。

具体的な予算の内容につきましては、室長が説  
明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説  
明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、  
平成27年度薩摩川内市一般会計予算に係る原子  
力安全対策室分について御説明いたします。

まずは、歳出について御説明いたしますので、  
予算調書の93ページをお開きください。

2款1項16目の事項、広報調査事業費  
1,780万円であります。事項内容としましては、  
原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施  
設の安全対策等に関する業務であり、主な経費と  
しましては、右側に記載のとおり、市連絡協議会  
出会謝金、原子力広報紙等の作成及び送達業務委  
託、全国原子力発電所所在市町村協議会等への負  
担金を計上しており、記載以外ものとしましては、  
調査・研修等に係る旅費、また、住民の川内原子  
力発電所視察等に係るバス借り上げ料等を計上し  
ております。

以上が平成27年度に係る広報事業でございま  
す。

次に、歳入について御説明いたしますので、予  
算調書の12ページをお開きください。

16款2項1目の総務費補助金のうち、広報・  
調査等交付金2,075万円であります。これは、  
先ほど説明しました歳出、広報調査事業に係る県  
交付金で、補助率は10分の10になりますが、  
右側の充当先事業の一覧を御確認いただきたい  
と思いますが、まず、財産活用推進課の庁舎管理費  
に、本庁に2台及び各支所に1台ずつ配置してお  
ります。環境放射線監視テレメータシステム表示  
モニター10台分の電気料として16万  
8,000円を、また、先ほども御説明ありましたが、平成27年度より防災安全課の災害予防応急  
対策費に原子力災害等訪問事業嘱託員2名分の報  
酬額316万5,000円を充当しております。

以上で、原子力安全対策室分に係る説明を終わ  
ります。よろしく御審査くださいますようお願い  
いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。

○委員（井上勝博）市長が一般質問の中で、今  
後、安全原発の事故が起きた場合について、住民  
に正確に理解してもらうための説明会をしていく  
というような話をされてたんですが、これについ  
ては予算の中ではそういうことについて、何かど  
こかに充てようとかという話があるんでしょうか。  
あの市長の答弁というのは一体何だったんだろう  
かというのは、後で休憩中に言ってもよくわから  
なかったわけですけども、その辺については、

何か具体的になっているものがあるのでしょうか。

**○危機管理監（新屋義文）** これについては防災安全課の所管でございますけれども、今週末に職員等の研修をまたします。これについては職員については、これまでも24年度から継続的に原子力に関する研修を行っておりますが、市長の一般質問の中での御答弁については、やはり市民の方にもそういう原子力放射線に関する知識を普及していくという中での説明会を今後実施していきたいということで答弁があったところでありまして、まだ講師等については、費用のかからない方等ありますので、現在、この防災安全課の予算の中には措置はされておられません。会場等についても、市の施設で行うということを考えておりますので、予算等については措置はされていないところでございます。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △選挙管理委員会事務局の審査

**○委員長（持原秀行）** 次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（持原秀行）** それでは、審査を一時中

止してありました、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 選挙管理委員会事務局でございます。

資料は、当初予算概要の130ページでございます。

選挙管理委員会事務局の平成27年度の主要施策の概要について説明いたします。

選挙管理委員会は、国・県及び本市の各種選挙の執行事務を所管し、選挙人名簿の調製や選挙啓発活動等に関する事務を執行しております。

当初予算書の概要に書いてございますけれども、平成27年度の実行は、平成27年4月29日任期満了に伴う鹿児島県議会議員選挙、4月12日、投票開票でございます。この一つだけでございます。関係者一丸となり、公正かつ正確な選挙事務の執行に取り組んでまいります。

続きまして、歳出予算について予算調書で説明いたします。予算調書は、249ページでございます。

まず、事項、選挙管理委員会費は2,220万9,000円でございます。選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の一般管理に関するもので、選管委員4名の報酬と職員給与のほか、全国市区選挙管理委員会連合会分担金などを計上いたしました。

次に、事項、選挙啓発費は136万円でございます。選挙啓発費は、常時及び選挙時の啓発事業に係るもので、市内の小・中・高の児童生徒に募集しております選挙啓発ポスターや習字コンクールの参加賞のほか、明るい選挙推進協議会委員の出会謝金や旅費、明るい選挙推進協議会薩摩支会の負担金等でございます。

次に、次ページの250ページをお開きいただきたいと思っております。

事項の鹿児島県議会議員選挙は4,568万3,000円でございます。平成27年4月29日任期満了の県議会議員選挙の執行に係る経費で、投票開票事務従事者の報酬や職員の時間外勤務手当、ポスター掲示板設置撤去委託費、投票入場券や選挙公報紙発送の郵便料等を計上いたしました。

以上で、平成27年度当初予算の歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますけれども、予算

調書の73ページをお開きください。

1、1目県委託金、選挙費委託金でございます。在外選挙人名簿登録事務委託金は、国外在住の有権者の登録または抹消手続に対する交付金3万8,000円を計上いたしております。

次に、鹿児島県議会議員選挙委託金は、県議会議員の経費でございますけれども、4,568万3,000円を計上いたしたところでございます。

以上で、平成27年度選挙管理委員会の歳入歳出予算の説明を終わります。御審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）鹿児島県議会議員選挙の執行についてでございます。選挙期日、平成27年4月12日曜日でございます。選挙期日の告示日、平成27年4月3日。選挙すべき議員の数、薩摩川内市区3名でございます。本市で投票できる者、住所要件、平成27年1月2日以前からの居住者。年齢要件、平成27年4月13日までに出生した者。その他ということで、県内の他の市町村に転出した者、4カ月を経過するまでの間、他の市町村に登録された場合及び2回以上の転出の場合を除く。選挙権を有するが、市町村住民担当課が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の持参により投票することができるということで、今回の県議会議員選挙につきまして、ほかの選挙と違って、県内に転居転出された場合は、引き続き県内に住所を有する旨の証明書が必要となります。これについては、投票当日、期日前投票、不在者投票におきましても、引き続き県内に住所を有する旨の証明書が必要となってきます。

6番の投票所、7番の投票時間につきましては、次ページでございますけれども、衆議院の選挙と同じでございます。

8番の期日前投票につきましては、4月4日から4月11日まで、時間が異なりますけれども、本庁と上甕支所、下甕支所におきましては8時半から20時まで、残りの各支所につきましては、8時半から18時までとなっております。

開票所は3開票所で行います。

投票入場券につきましては、4月2日に郵便局に送達予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）投票率の問題なんだけれども、鹿児島大学の学友会なんかは、前回、前々回の国政選挙において、やっぱり若い人たちが参政権の行使をきちっとしなきゃいけないということで、キャンペーンを張りながらやったということで、大学の前を通ったとき、そういうのをちらっと見受けることができたんですが。

薩摩川内市でも20代とか30代、この方々の投票率というのがかなり低いと思っています。予算の中にも啓発のための作文とか、そういったのはあるみたいですが、児童生徒に啓発の作文を書かしても、それが投票行動に結びついていかないといった悪循環もあるみたいなんです。差し当たり、こうした20代を中心とした投票率の底上げについて、選管として何か手を打っているのかということをちょっと聞いていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）啓発につきましては、選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会の皆さん方の御協力をいただきながら啓発活動を行っております。

常時啓発と言いまして、各夏祭りとかイベントのときにしたりしております。あと、純心大学の学園祭、生涯学習フェスティバルでやっております。

ここ、今言われたとおり、20代の投票率が非常に低いです。けさの新聞にも20代が低いと。全国的にも鹿児島県はまだそれより低いような話、ニュアンスが書いてございましたので、ここ一、二年、平成25年、平成26年度ですけども、若

い20代を中心にしながら啓発活動の文書を渡すときに、若い人を目掛けて、純心大学といったところで、若い人について選挙の啓発活動を行っているところでございます。

それと、今、昨年度からですけど、県のほうが出前授業というのをやっておりまして、各小学校、中学校、高校に出前授業というのをやっておりまして、そこに出向いてするというので、県の選挙管も、各地の選挙管理委員会のほうでできないかということで相談を受けておりますので、こちらでも何とかやっていきたいという考えを持っております。ここにつきましては、学校サイドとも連携が必要となってくるかと思っておりますけども。

また、少し話は変わりますが、18歳からというのが出てきますけれども、そういう関係で、出前授業等を中心にしながら、また、今言いました習字とかポスターとかしながら、若い人たちの選挙啓発活動にさらに努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（佃 昌樹）** 外部から、例えば選挙管理委員会を応援している、そういった団体、外部から幾ら働きかけをしたって、なかなかだと思えます。即効性はないんじゃないかなと思います。

なぜかという、小学校、中学校、高校を通して、選挙がいかに大切かという事は学校で教えてないんです。一切教えません。偏った教育とか何とかということで、先生方がもう萎縮してしまって、公正な選挙とはこうだといって胸張って言える教員がいらないという事です。だから、そういった土壌がないもんだから、上から幾らこういうふうに言われても、チラシを配られても、反応しないんですね。だから、若者自体が、これではだめだと、我々が頑張らなきゃいけないんだ。明治維新の若者のように、そういった気概を持った集団をつくるのが、やっぱり大切だと思います。啓発運動だからといって、幾ら上からやったら、これは伸びません。だから、一工夫、二工夫、何かそういった核をつくって若者の中に核をつくりながら、投票率を上げる工夫をしていかないと、学生時代にそういうことを一切習っていないわけですから。だから、そういった背景があることを十分理解をして頑張っていたきたいと思えます。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 若い人たちの投票率は確かにそうでございます。今の、

さっきも言いました平成28年、来年ですから、その平成28年の7月、参議院選挙がございます。そのときに18歳からとなっております。そのときに、今の高校3年生ぐらいの方がされるということで、今言われたように、学校での授業の時間、こま数が少ないというのは事実でございますので。

ただ、そういう関係で、総務省の選挙を担当する者のほうから学校のほうに、そういう形の授業をふやすような形で申し出がされてるようでございますし、また、学校のほうでも対応していただけるんじゃないかなとは考えておりますけれども。そこにつきましては先ほど説明いたしました、ことしが県議会議員選挙が一つでございます。その関係で啓発活動に力を入れていこうかなと、ことしの一つには啓発活動に力を入れていこうかなと考えておりますので、そこも考えながら、何か試行錯誤でないですけども、ちょっと工夫しながら啓発活動に取り組んでいって、若い人たちの投票率向上に少しでも向上率アップになるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 2点ぐらいお尋ねしたいんですが、一つは、総選挙のときに、選挙候補を地域指定で郵便局で配布をしてもらおうという中で、地域指定ですので、それぞれの家、誰々さんへ届けるというふうにならないわけですね。その地域の住宅に届けるとなってるもんですから、漏れが出て、苦情が出て、そういう苦情がありましたよということはお知らせしたわけですけども。やっぱり選挙公報というのは、非常に有権者が直接政策を確かめて判断する大事なものですから、それが届かないということであったりとか。それからもう一つは、いつもおくれるという問題ですね。投票日前日にならないと来ないというような、そういったことを避けないと、実際、期日前投票で始まっているのに、期日前投票で投票した後に選挙公報が届く。これはやむを得ない面がありますよね。もう期日前投票前にというのは難しいと思うんですが、可能な限り早く届く、そういう工夫をしていかなくちやいけない。その辺については、今回、工夫などがされているのかどうかというのが一つです。

もう一つは、今言われたように、来年の参議院選挙から18歳選挙権ということで、18歳から選挙ができるようになると。これについて、それ



から通常の選挙も全部18歳ということになるわけですが、有権者名簿は、この整備というのはもう始められていらっしゃるんでしょうかと。やはり、実際選挙をやる場合には、昔は何か名簿をばんともらったりコピーしてもらったりというのがありましたけれども、今は閲覧ということになってますけれども。この閲覧の時期というのは、18歳以上の名簿の閲覧というのは、いつぐらいから可能になってくるんだろうかということなどをちょっと教えていただきたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 選挙公報の特別な工夫をされているかということで、現在のところ、衆議院と一緒に、郵便局にお願いいたしまして、タウンプラスという形で各世帯へ配布と。ただ、ちょっと違うのは、前回までが、4年前ですね、告示の次の日までが選挙公報紙の閉め切りということだったんです。今回は選挙当日、4月3日告示日ですので、4月3日で広報紙の原稿を閉め切るということになっております。

今の流れとしましては、4月7日に県のほうからこちらのほうに選挙公報紙がまいりますので、それを業者をお願いして封筒詰めしていただいて郵便局に届けるということになっております。郵便局によりますと、やっぱり3日間ぐらいはかかると。それだけ配るんじゃないくて、ほかの郵便物とあわせて配るということで、3日間は配るような話を、前回、衆議院のときは話をされておりました。

2点目の有権者の名簿を載せるということです。昨年の9月ごろ、この国民投票の関係がございまして、18歳ということがございましたけれども、ここにシステムが入っております。それが18歳が稼働するかということで試験をしましたけど、18歳も確実に稼働しましたので、18歳の選挙人名簿というのは出ると思いますけども。

あと、閲覧のいつからか、済いません、そこはちょっとまだ確認はしてないところでございます。ちょっとそこはまた、後ほどまた確認しながら、わかった時点で回答させていただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** 18歳選挙権については、憲法の国民投票との関係で、私たち共産党は、18歳選挙権というのはもう世界の趨勢ですから、そうすべきであるということは主張してきたわけですけど。しかし、これが憲法改悪の国民投票

との関係というのが出てくるので、これについてはいろいろ議論があるところなんですけれども、閲覧はやっぱりいつからできるのかということについては、やはり選挙の投票率を上げるという点でも大事なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、その公報については、郵便局のその地域指定というやり方でやっぱ漏れが出たということについて、また同じ苦情が出てくる可能性があるんですよね。前回言うたのに、また来なかったぞと。これについては、ちょっと地域指定なので、部数が合えば、それでよしとするということで、個人に届いたかどうか確認しないんですけど、ちょっとやっぱりこのままで本当にいいのかなと。そういう少数ではあっても届かないという人がいても、仕方がないというふうにしていいのかなという、それはそういう気がするんですけど。そこは郵便局に努力してもらうしかないということなんですかね、どうなんですか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 努力してもらうしかないかもしれません。またこちらのほうからもお願いというか、その都度、またお願いをしていきたいと思っていますけど、また打ち合わせをしながらしますので、そのときにまた漏れがないようにしていただきたいということで、今の現状では、お願いするしかない状況でございます。

以上でございます。

**○委員（福元光一）** ことは県議選が一つあるということでもありますけど、県から言うてきたんですかね。選挙事務所の広さ、制限がことしからあると思いますけど。薩摩川内市の選挙管理委員会にはまだ言うてきてないんですかね。選挙事務所の広さ。建築確認が要らない範囲の広さ。これ以上広くなったら建築確認が要りますよという、そういうのはまだ言うてきてないんですかね。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** あす、また最終的な説明会がございます。選挙長事務の研修がございますけど、今2回ほど研修を受けております。済いません、その中で、もしかして済いません、私が見落とししてるかもしれませんけれども、済いませんけど、ちょっと確認をとらせていただきたいと思います。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

---

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入ります。

---

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○会計課長（今吉美智子）会計課でございます。よろしくお願い申し上げます。

会計課においては、法令及び条例規則等に基づき、正確迅速な公金の審査・出納事務に努めているほか、基金、歳計現金の効率的な運用、保管及び決算書の調製事務などを担っております。

それでは、議案第39号のうち会計課分の平成27年度当初予算について御説明を申し上げます。

これは、会計事務の円滑な執行に係る経費を予算措置しております。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、予算調書の211ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、予算額2,118万8,000円でございます。前年度対比603万2,000円の増額でございます。

右側の経費の主な内容の欄で御説明をいたしますが、主なものは、金融機関口座振替等手数料716万5,000円、コンビニ収納取扱手数料805万3,000円でございます。

なお、前年度対比で増減が大きいものは、コンビニ収納取扱手数料が665万5,000円の増額で、市税等のコンビニ収納取扱手数料を収納課から会計課に移管したために増額になったものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、予算調書の59ページをお開きください。上の段をごらんください。

19款2項1目特別会計繰入金、1節国民健康保険事業特別会計繰入金で、予算額150万

9,000円は、国民健康保険税の収納率向上に係る手数料を国民健康保険事業特別会計から繰入金として受け入れたものでございます。

その下の行、21款2項1目預金利子、1節預金利子で、予算額105万2,000円は、歳計現金の運用に係る預金利子でございます。前年度対比150万9,000円の増額でございますが、これは先ほど御説明させていただきましたとおり、国民健康保険税の収納率向上に係る手数料に伴う繰入金の増額でございます。

以上で、会計課の平成27年度当初予算概要の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。当局から報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

---

△公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました、議案第39号平成27年度薩

摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○公平委員会事務局長（火野坂博行）** 公平委員会事務局です。よろしくお願いいたします。

平成27年度の施策の概要でございますが、公平委員会は、地方公務員法及び条例の規定に基づき設置され、職員団体の登録、変更、職員の勤務条件等に関する措置の要求の審査判定、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する採決、職員の苦情を処理すること等を業務として行っているところであり、平成27年度におきましても、同事務を処理することとしております。

次に、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の251ページをお開きください。

2款1項9目、事項、公平委員会費でございますが、運営管理に要する経費として76万4,000円をお願いしております。主なものは、委員3人の報酬、全国公平委員会連合会総会、研究会等に係る費用弁償、全国公平委員会連合会等への負担金であります。

なお、歳入はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

**○公平委員会事務局長（火野坂博行）** 特にございません。

**○委員長（持原秀行）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福元光一）** 平成26年度に職員からの、今さっき説明があったように、相談事というのが何件あったのか、あったら教えていただきたい

と思います。

**○公平委員会事務局長（火野坂博行）** 特に今のところはございません。以上です。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。

---

#### △監査事務局の審査

**○委員長（持原秀行）** 次に、監査事務局の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（持原秀行）** それでは、審査を一時中止してありました、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○公平委員会事務局長（火野坂博行）** 監査事務局です。よろしくお願いいたします。

平成27年度の施策の概要でございますが、監査委員は公正で合理的かつ効率的な市の行財政運営を確保するため、地方自治法等に基づく各種監査業務を実施し、事務局職員は監査委員の監査方針等に従い、監査資料等を収集し、また予備監査として調査分析等を実施しているところでございます。

平成27年度におきましても、本年度と同様に、本庁支所、学校等の定期監査、一般会計、特別会計、企業会計の決算審査及び健全化判断比率審査、例月出納検査、財政援助団体監査等を実施する予定であります。

次に、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の252ページをお開きください。

2款6項1目、事項、監査委員費でございますが、監査委員の監査活動等に要する経費として、3,965万9,000円をお願いしております。主なものは、監査委員3人の報酬、職員4人の給与費、監査委員研修、全国都市監査委員会総会、定期監査等に伴う実費弁償、全国都市監査委員会等への負担金であります。

なお、歳入はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。御苦労さまでした。

#### △議事調査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、議事調査課の審査に入ります。

#### △議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）平成27年度当初予算には、例年どおりの予算に加えまして、委員会室に入室する書記を1名減らし、事務の効率化を図るための所要の経費を計上しております。

次に、例年にない特別な行事といたしまして、11月に全国議長会基地協議会九州部会総会が本市で開催予定であります。九州内の自衛隊駐屯地

や航空基地レーダー所在の39市町議会から参加が見込まれるところです。

概要説明は以上です。

○委員長（持原秀行）それでは、課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）議事調査課でございます。

平成27年度歳出予算につきまして説明いたします。

予算調書の263ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、事項は二つございます。上の表は議会活動費で、事業費は2億4,159万1,000円です。経費の主な内容は、議員26人の人件費と行政視察等の費用弁償、負担金といたしまして、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等負担金ほか1件と政務活動費であります。

次に、下の表ですが、議会管理費で事業費は9,330万1,000円であります。経費の主な内容は、事務局職員の人件費、随行等旅費、議会だよりや会議録等の印刷経費、会議録反訳業務委託等のほか、全国市議会議長会負担金など六つの負担金を計上しております。

今回の委託料の中には、先ほどもございましたが、委員会对応を担当書記1名で対応できるよう、書記席と録音席を1カ所にまとめるための委員会室操作ラック移設業務を新規で計上しております。

歳出予算は以上のとおりで、歳入予算はございません。

続きまして、債務負担行為を説明いたしますので、予算書の8ページをお開きください。

議事調査課分は、一番上の会議録反訳業務委託であります。会議録の反訳業務委託について、業務の平準化を図るため、平成24年度から債務負担行為を設定させていただいております。今回は、平成27年度から平成28年度までの期間で限度額を327万円といたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）総務課所管において、私が感じた問題については2点ありました。一つは、東郷地域の小中一貫校整備事業の問題です。

今回、施設一体型の小中一貫校がつくられるわけですが、その前に東郷小学校に小学校を統合するという形になるわけです。本当にこの施設一体型というものが、教育的効果というのがどの程度あるものなのかということで、全国のケースなどを調べてみると、決して教育効果がいいものではないということも次第に明らかになっていく中で、今回は4億ですけども、38億円の総事業費をかけるだけの、それだけの子どもにとって本当にそれが利益になるんだろうかということについては、甚だ疑問です。よって、この問題が一つあります。

それから、もう一つは、総務課所管の中で、やはり自衛隊への適齢者名簿の提出についてが、今回、要請があればそれに応じるというふうに言っております。これについては、これまでの事態と情勢が変わってきている中で、本人の承諾なしに名簿を提出するということが、私はあってはならないというふうに思います。

以上の点だけでも、私は一般会計に反対する意味があると思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（持原秀行）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱いたします。

---

#### △閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（持原秀行）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取り扱いを委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（持原秀行）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 持原 秀行